

平成 28 年

第 4 回柳泉園組合議会定例会議録

平成 28 年 1 月 24 日開会

柳泉園組合議会

平成28年第4回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程
○出席議員
○関係者の出席
○事務局・書記の出席
○開 会
・会期の決定
・会議録署名議員の指名
・諸般の報告
・行政報告
・議案第19号（上程、説明、質疑、討論、採決）
・議案第20号（上程、説明、質疑、討論、採決）
・議案第21号（上程、説明、質疑、討論、採決）
・議案第22号（上程、説明、採決）
・議案第23号（上程、説明、質疑、討論、採決）
・陳情第1号（上程、委員会付託）
・陳情第2号（上程、委員会付託）
・廃棄物等処理問題特別委員会報告
○閉 会

平成28年第4回
柳泉園組合議会定例会会議録

平成28年11月24日 開会

議事日程

1. 会期の決定
2. 会議録署名議員の指名
3. 諸般の報告
4. 行政報告
5. 議案第19号 厚生施設プール棟等大規模改修工事の請負契約の変更について
6. 議案第20号 平成28年度柳泉園組合一般会計補正予算(第2号)
7. 議案第21号 平成27年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定
8. 柳泉園組合監査委員の選任について
9. 資源回収物売払代金未納に関する和解について
10. 廃棄物等処理問題特別委員会付託の件
陳情第1号 不燃プラスチックの焼却中止を求める陳情
陳情第2号 長期包括契約の締結に関する陳情
(廃棄物等処理問題特別委員会 開催)
11. 廃棄物等処理問題特別委員会報告

1 出席議員

1番 島崎清二	2番 関根光浩
3番 村山順次郎	4番 後藤ゆう子
5番 藤岡智明	6番 桐山ひとみ
7番 鈴木たかし	8番 小西みか
9番 渋谷けいし	

2 関係者の出席

管理者	並木克巳
副管理者	渋谷金太郎

副 管 理 者	丸 山 浩 一
助 役	森 田 浩
会計管理者	坂 東 正 樹
監 査 委 員	安 藤 純 一
清瀬市都市整備部長	黒 田 和 雄
東久留米市環境安全部長	山 下 一 美
西東京市みどり環境部長	松 川 聡

3 事務局・書記の出席

総務課長	新 井 謙 二
施設管理課長	千 葉 善 一
技術課長	佐 藤 元 昭
資源推進課長	宮 寺 克 己
書記	横 山 雄 一
書記	小 林 光 一
書記	滝 村 和 道
書記	本 間 尚 介

午前10時00分 開会

○議長（渋谷けいし） 定足数に達しておりますので、ただいまより平成28年第4回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（渋谷けいし） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、11月17日及び本日、代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります島崎清二議員に御報告をいただきます。

○1番（島崎清二） おはようございます。去る11月17日及び本日、代表者会議が開催され、平成28年第4回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成28年第4回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、11月24日、本日1

日限りといたします。

また、本日の日程としましては、まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第19号、厚生施設プール棟等大規模改修工事の請負契約の変更について」から「日程第7、議案第21号、平成27年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を順次上程し、質疑、討論を受け、採決いたします。

次に、「日程第8、議案第22号、柳泉園組合監査委員の選任について」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第9、議案第23号、資源回収物売払代金未納に関する和解について」を上程し、質疑、討論を受け、採決いたします。

なお、陳情を2件受理しておりますので、廃棄物等処理問題特別委員会に付託するため、追加日程を上程いたします。「追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件」を上程し、陳情第1号及び陳情第2号を委員会に付託いたします。その後、定例会を暫時休憩し、その休憩中に廃棄物等処理問題特別委員会を開催し、陳情を審査いたします。陳情審査終了後、本会議を再開して、「追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を委員長より報告していただき、その後、討論、採決を行います。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、第4回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 報告が終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員御報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りとし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（渋谷けいし） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第1番、島崎清二議員、第2番、関根光浩議員、以上のお二方にお願いをいたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付しております書類に記載のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） それでは、改めまして、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、本日、平成28年柳泉園組合議会第4回定例会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

各市とも、第4回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で8月から10月までの主な事務事業について御報告申し上げさせていただきます。

また、御案内のとおり、工事請負契約の変更など5件の議案を御提案させていただきます。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第4回定例会開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成28年8月から平成28年10月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1、庶務について、（1）事務の状況でございますが、8月1日及び10月7日に第2回及び第3回の水銀混入調査対策委員会を実施しております。8月10日には関係市で構成する事務連絡協議会、16日には管理者会議を開催し、平成28年第3回柳泉園組合議

会定例会の議事日程（案）等について協議いたしました。

続きまして、2、見学者についてでございますが、今期は21件、1,331人の見学者がございました。このうち、小学校の社会科見学が17件、1,252人でございます。

次に、2ページの3、ホームページについてでございます。表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。これにつきましても御参照いただきたいと思います。

次に、5、監査についてでございますが、両監査委員において10月5日、6日及び19日に平成27年度決算審査が行われました。なお、11月4日にクリーンポート長期包括委託に関する住民監査請求が提出され、11月30日に要件審査を行う予定でございます。

次に、6の契約の状況でございます。今期は7件の工事請負契約及び1件の委託契約を行っております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページでございます。ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の構成市のごみの総搬入量は表4-1に記載のとおり1万8,005トンで、これは昨年同期と比較しますと335トン、1.9%の増加となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみは4ページの表4-2のとおり1万6,172トンで、昨年同期と比較いたしますと338トン、2.1%の増加、不燃ごみは表4-3のとおり1,724トンで、昨年同期と比較いたしますと19トン、1.1%の減少、粗大ごみについては5ページの表4-4のとおり109トンで、昨年同期と比較いたしますと16トン、17.2%の増加となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページの表5-1及び表5-2につきましては、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入量でございます。

続きまして、8ページでございます。表6は缶類等の資源物の搬入状況をまとめたもの

でございます。今期の総搬入量は1,816トンで、昨年同期と比較いたしますと28トン、1.6%の増加となっております。

続きまして、9ページでございます。2の施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、8月に1号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。また、9月には1号炉及び2号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定の実施、さらに、周辺自治会等の皆方様の立ち会いのもと、排ガス中のダイオキシン類測定を実施しております。また、ごみ・灰クレーンの定期点検整備補修が完了しております。

10月には1号炉、共通設備及び汚水処理設備等の定期点検整備補修を実施しております。タービン及びボイラーの法定検査を実施しております。また、2号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。

それから、放射能関係の測定につきましては、焼却灰等の放射性物質濃度測定及び排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果につきましては、12ページの表12-1から13ページの表12-3に記載してございます。

続きまして、10ページでございます。表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございます。クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は1万7,523トンで、昨年同期と比較いたしますと260トン、1.5%の増加となっております。

表8及び表9は、ばい煙及びダイオキシン類の測定結果を記載してございます。それぞれ排出基準に適合いたしております。

表10につきましては、水銀濃度分析計の測定結果を記載しておりますが、この期の検出はありませんでした。

11ページでございます。表11は下水道放流水の各種測定結果を記載してございます。こちらにつきましても排除基準に適合いたしております。

続きまして、14ページの(2)の不燃、粗大ごみ処理施設でございます。8月から10月にかけて、引き続き定期点検整備補修及び屋外変電設備更新工事を実施しております。定期点検整備補修につきましては、10月に完了してございます。9月にはバグフィルターの清掃を実施し、また、10月には、28日でございますが、破砕機内で爆発が発生したため、機械設備を停止いたしました。この爆発による人的被害はなく、設備の一部が破損いたしました。破損部の交換を行い、同日中に運転を再開いたしました。ま

た、この爆発に伴いまして、直ちに消防機関へ通報し、消防署及び田無警察署が現場に出動されました。また、三鷹労働基準監督署及び東京都環境局へは報告を行い、関係市には適切な分別収集の依頼を行っております。

今回の事務報告以外でございますが、去る11月22日に破砕機内で小規模な爆発が発生したため、機械設備を停止いたしました。この爆発による火災や人的被害はありませんでしたが、直ちに消防機関へ通報し、消防署及び警察が現場に出動されました。今回の爆発では設備に損傷がなく、火災が発生していないということから、消防署では火災扱いとせず、現場検証は行われませんでした。なお、関係者へは報告をさせていただいております。

次に、表13の粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は1,833トンで、昨年同期と比較いたしますと3トン、0.2%の減少となっております。

続きまして、15ページでございます。(3)リサイクルセンターでございます。8月には定期点検整備補修が完了しております。また、8月から10月にかけてびん系列の補修を実施し、完了しております。

次に、表14のリサイクルセンター資源化状況でございます。資源化量は1,816トンで、昨年同期と比較いたしますと28トン、1.6%の増加となっております。

続きまして、16ページでございます。3、最終処分場についてでございますが、引き続き焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しております。今期は1,910トンで、昨年同期と比較しますと35トン、1.9%の増加となっております。搬出状況は表15に記載のとおりでございます。

次に、4、不燃物再利用状況についてでございます。不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋立処分をせずに、固形燃料化や路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表16に記載のとおりでございます。

続きまして、17ページでございます。し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は203キロリットルで、昨年同期と比較いたしますと19キロリットル、8.6%の減少となっております。表17-1から表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、18ページでございます。2、施設の稼働状況でございますが、今期は8月に定期点検整備補修、9月にはポンプ関係の点検整備補修及び脱臭塔の活性炭交換を実

施し、完了しております。施設は順調に稼動しております。

次に、表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果でございます。それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、20ページの施設管理関係。1、厚生施設についてでございます。各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場は34.6%、テニスコートは15.2%、室内プールは6.8%、浴場施設は2.7%、それぞれ利用者が減少しております。各施設の利用状況につきましては、表19-1及び表19-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては21ページの表20に記載のとおりでございます。

次に、(3)施設の管理状況でございますが、大規模改修工事に伴いまして、学童野球場は9月5日から、室内プール、会議室及びトレーニング室は10月から休業しております。また、10月6日から21日までの16日間のクリーンポート定期点検整備補修が行われておりますので、浴場施設を臨時休業しております。

室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び22ページの表22に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

最後でございますが、2点ほど御報告させていただきたいと思っております。

1点目は、小金井市からの可燃ごみの処理支援要請についてでございます。去る10月6日付で小金井市からごみ処理支援の正式依頼がありました。今回の支援要請につきましては、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱の規定に基づく支援の必要な事態に該当することから、従前のとおり周辺の自治会の御理解をいただくべく、去る11月9日及び10日に開催されました東久留米市、東村山市の各周辺自治会定期協議会で支援の概要を説明させていただき、御理解をいただいたところでございます。支援量につきましては年間500トンを予定しておりまして、支援期間は平成29年度の1年間でございます。

2点目は、公平委員会の加入の変更の件でございます。当柳泉園組合は、現在、西東京市、多摩六都科学館組合と共同で公平委員会を設置しておりますが、今回、当該公平委員会が平成29年3月末日をもって共同設置が廃止されることとなりました。そのため、当組合といたしましては、関係機関と調整を行ってききました結果、来年4月からは現在36団体が加入しております東京都市町村公平委員会に加入することで現在協議を進めておりますので、御報告申し上げさせていただきます。また何か変更がございましたら、再度御報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。

○議長（渋谷けいし） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） それでは、5点になるかと思いますが、質問をさせていただきたいと思います。これまでも繰り返し質問させていただいていることなんですが、柳泉園組合における震災等の災害発生時の対応について2点お聞きしたいと思います。

厚生施設などを活用して避難所等にできないかという質問は繰り返してきたところなのですが、今回お風呂のことで聞きたいと思うのですが、要望としては申し上げてきたつもりなんですけれども、仮にこの地域で大きな震災が発生をし、関係市あるいはその周辺で避難所設営ということになった場合の話なんですけれども、各市とも防災備蓄の充実ですとか、避難所のトイレの対応ですとか、各自治体、東久留米では自治会さんなどが避難所設営訓練なども行っているという、そういう状況であります。そういう応急的な対応、発災時から数日間における対応ということは各市されている一方、やはり避難生活が長期化しますと、お風呂をどうするかと。逆に、その窮屈な避難所生活において、お風呂というのが非常に有効だということはいろんな震災等で報告されているとおりであります。

柳泉園組合は厚生施設がありまして、大きなお風呂と大広間があってということは御承知のとおりなんですけれども、これを活用して、震災が起こったらどうするかということももちろんあるんですけれども、構成市地域内で避難所が設営されるような状況を想定した各市との協定等の協議、検討あるいは構成市外の小平市とか東村山市とか、そちらのほうでそのような震災が起こった際に、そういうことが可能ですよということをあらかじめ話し合っておくですとか、そういうことも有効なのかなと。いろんな取り組みはあると思いますけれども、発災時に、発災が起こってから、あるいは要請を受けてからということになりますと、やはり実際受け入れ始めるまでに数週間かかってしまうと。実際、お風呂の協力が必要だということになると、3日目、4日目、5日目ぐらいから素早く受け入れることができるようにしていくということも重要なかなと思いますので、事前のそういうお風呂の活用の面での協議を検討していただけないかということについて御見解をお聞きしたいと思います。

2点目は、災害発生時の関係ですけれども、いわゆる瓦れき、可燃性の廃棄物が大量に生じて、柳泉園組合クリーンポートが可動している前提ですけれども、その処理能力を上回る瓦れきが発生した場合、ごく一般的なことで結構なんですけれども、構成市からは当

然柳泉園に、この瓦れきを燃やしてほしいと持ち込むわけですね。ただ、柳泉園としてはこれ以上受け入れられません、ごみピットもいっぱいですと、そういう状況もある程度想定できると思います。きょうの質問は、クリーンポートがちゃんと動いているという前提なんですけれども、その場合どういう手続、どういう体制で構成市とやりとりをしていくことになるのか。事前の何らかの想定や検討があるのであれば、こういうやりとりになるでしょうということでお示しいただければと思います。

3点目は、小金井市のごみの受け入れの関係なんですけれども、記憶が曖昧なんです、かつて受け入れたこともある反面、要請を受けたんだけど、お断りというか、受け入れていない時期もあったように記憶をしているのです。要請を受けたけれども受け入れていないときと、今受け入れるというときと、どういうふうに変化が違って判断が変わったのかということ、もう少し御説明いただければと思います。

4点目は、水銀の関係で参考資料をいただいております。ありがとうございます。それで、以前も質問したところなんですけれども、この議論も踏まえて新たなところがあれば教えていただきたいのですけれども、 $0.05 \text{ mg/m}^3 \text{ N}$ という自主基準を設けられて管理されているという認識を持っております。これは非常にいいことだと思います。同時に、柳泉園組合に水銀を含む廃棄物を可燃ごみとして受け入れないように、できるだけ事前に分別をしてごみピットの中に入らないようにするという取り組みも、これもまた非常に重要ということが述べられているところなのですが、一方でどうしても、量はともかくとして一定の分量が長い時間、5年、10年というスパンで言うと、水銀がごみピットの中に入ってくるというのは、施設の性格上避けられないというか、ある程度はやむを得ず入ってきてしまうということもあると思います。

今、クリーンポートの施設の面から言って、実際のごみピットに入った瞬間の量で言うと水銀血圧計で4個分、170グラムぐらいの量がボンと入ると、排ガスのところで0.05を超えると、そういう推測ができるという説明があるわけなんですけれども、それを下回る分量というのは分けて、少し変な話ですが、一遍に入れば基準を超えるんですが、それが何回かに分かれて入ってくれば基準を上回らないということになると思うのですけれども、その場合というのは基準以下で排ガスから出ていってしまっているのか、あるいは活性炭処理あるいはバグフィルター等の処理で、その基準以下の水銀については排ガス等から出ていかないと考えていいのか、そこのところを改めて教えていただきたいと思ます。

5点目になると思いますが、長期包括委託の関係で、前回の定例会で債務負担行為を含む補正予算が議決されたところなのですから、その際の質疑や討論でも要望したところなのですが、柳泉園組合としてこういう契約を結んでいきますと、あるタイミングに行けば結びましたというときがいつかは来るんだと思うのですが、こういうものをしっかり関係3市の市民の皆さんに周知、広報していくことが重要で、その点については従来のりゅうせんえんニュース等だけではなくて、柳泉園組合としては非常に大きな話ですので、特段の広報、周知の手だてをとってほしいということを要望したところなのですから、その後、この広報の面で何らかの検討をされるのか。されていないようでしたら、ぜひ来年の予算の中でそのところも具体化してほしいと思いますが、御見解があればお聞きをしたいと思います。

5点、お願いいたします。

○施設管理課長（千葉善一） それでは、1点目の厚生施設の浴場施設の活用について関係市との協議ということでございますが、柳泉園組合のグラウンドはございますが、こちらのグラウンドにつきましては、東久留米市において地域防災計画、国民保護計画の中で、ヘリコプターの臨時的離着陸場ということと、下里4丁目、6丁目の指定緊急避難場所としての指定を受けてございます。

災害時の対応ということでは、従前から御説明さしあげているかと思いますが、避難所であります下里小学校の体制が整うまでの間の市民対応ということで説明を受けております。市と調整をとりながらの対応になるものかと思っておりますが、ただ、浴場施設につきましては、災害時での市民、そしてボランティアの方々が利用するというで、特にトイレ、お風呂場の問題が毎回取り上げられております。そして、特に浴場施設の営業につきましては重要な問題の一つでもあるとは認識しております。また、再開に当たりましては、当然、電気、水道水を使っておりますので、なおかつクリーンポートの蒸気の供給ということが前提でございます。なおかつ機器類の整備が十分に整っている中での維持管理を行っていただいておりますスタッフの方々、そのような全てのものが十分に整った段階での再開になるのではないかと考えております。

浴場施設の活用につきましては、現段階では協議というところまでは至っておりませんが、関係市との間での事前での調整も必要であるという認識は持っております。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、震災発生時の瓦れきの対応ということでございますが、今、関係3市におかれましては災害発生時の対応マニュアルというものを作成中かと

思われます。柳泉園組合といたしましても、そのような説明会があれば出席をしております。関係3市と柳泉園との調整ということはまだ行っていない状況ですが、女川のときの例を例えるのであれば、関係3市が震災発生時に仮置き場を設けて、そこに瓦れきを置くのであれば、柳泉園に一遍に持ってこられるのではなく、通常入ってくる可燃ごみとあわせ処理、随時仮置き場から持ってきていただいて処理をするということは可能かと思えます。一遍に全てのものということは不可能かと思えます。その辺は量の把握が必要かと思えますが、今後、今週の福島の関係もございまして、関東大震災のようなものが起こると言われていることも含めると、そのようなことは関係3市と柳泉園が協議をして、より細かいマニュアル等をつくっていく必要があるのかなとは感じておりますが、現状では今のところ、対応についての取り決めはないということで御理解いただければと思います。

○総務課長（新井謙二） それでは、3点目についてお答えします。

小金井市の可燃ごみの処理支援についてでございます。小金井市の可燃ごみにおきましては、平成19年度より多摩地域の団体がそれぞれ処理支援をしている状況でございました。柳泉園組合におきましては平成19年、20年度の2年間支援を行いました。当時、小金井市との約束でありました平成21年3月までに新たな焼却施設の建設場所を正式に決定するという約束が守れなかったことから、柳泉園組合におきましては平成20年度をもって小金井市の支援を打ち切っております。

その後でございますが、小金井市は平成27年7月に日野市と国分寺市の3市でごみ処理施設の設置、運営を共同で行うことを目的に、浅川清流環境組合を設立し、平成32年度、新ごみ処理施設の本格稼働を目指して現在事業を進めているところでございます。このような状況から、小金井市の支援におきましては当時と現在では違っておりまして、小金井市のごみにおきましては、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱の規定に基づく協力の必要な事態に該当するというので、柳泉園組合におきましては平成29年度に500トンを支援したいと考えているところでございます。

○技術課長（佐藤元昭） 続きます水銀の関係でございますが、水銀は主に乾電池、蛍光管、血圧計等と言われておりますが、食品由来のものもあります。そのようなものが入ってきた場合に、活性炭がふえていること、さらにバグフィルターということで、ごくごく少量ではあるでしょうが、可燃ごみには入ってきている可能性は十分あるかと思えます。でも、現在、連続測定器ではかっているところ、検出は9月1日以降はされていない

という現状があります。ですので、少量であれば連続測定器では不検出という形になるのかと思います。ただし、まとまった量が入った場合は感知いたしまして、その量に応じての0.01ですとか、そのような量が出ようかと思いますが、現状では自己規制値と定めました0.05を超えない限りは焼却炉を停止しないということでございます。

続きまして、長期包括の件での広報ということですが、こちらのほうは今検討しております、ホームページに載せるとか、りゅうせんえんニュースで臨時号を出すとかということで対応していければと考えているところでございます。

○3番(村山順次郎) 浴場の関係で、災害時の支援というか活用についてお聞きをしました。重要だということと、調整等の必要があるという御答弁だったかなと思うのですが、そのような理解をいたしましたので、この後の取り組みをお願いしたいと思います。

2点目の災害時の瓦れきの関係で、マニュアルをつくっていく必要があるのではという御答弁だったかなと思います。各市でいいますと、震度が幾つになると対策本部を設けると、一定のマニュアルというんですか、災害時の対応、この避難所についてはこの職員の人が避難所を設営するための対応に当たるとか、いろいろ会議を開いたり連絡をしなくても自動的にある程度対応していけるような仕組みというのが整備されているところでもありますので、どういう基準で何をするかということはぱっと申し上げられませんが、災害時の可燃性廃棄物の処理のあり方については検討していただきたいと思います。

小金井市のところでもう一度お聞きしたいと思うのですが、俗っぽい言い方ですが、廃棄物は旅をさせちゃいけないと。出した人がその責任において処理をするというのが大原則としてはあって、あわせて、困ったときはお互いさまということもあり、広域支援のために実施要綱があるということは仕組みとして理解をしているところであります。以前はある意味、お断りをしていて、受け入れを打ち切っていた時期があって、その後、浅川清流環境組合ができて、平成32年度には小金井市さんも自力で処理ができるような見込みが立ったのでということだったと思います。そうしますと、先ほどの行政報告の御説明では平成29年度の受け入れの話でしたが、想定としては平成30年度、31年度もお願いをされる見込みという理解でいいのか、その点もお聞きしたいと思います。

水銀の関係で少し質問がわかりづらくて恐縮だったのですが、御答弁でも一定の分量、少量ではあれ一定の分量は可燃ごみ等でごみピットの中に入ってきてしまうということは、これは少し避けがたいという御認識もお持ちだと思いました。それが10年、20年というスパンで運営をしていくと、入ってきた水銀というのは一体どこに行ってしまうんだろ

うというのが素朴な疑問なんですね。基準値以下で微量に排ガスから出ていくということは一つあると思います。あとは、エコセメント化にしている焼却灰の中に入って出ていく、そういうことがあるかなと思いますが、基準値以下で出ていってしまうという理解でいいのかどうかという質問なので、その点で検出、測定限界以下ではあるけれども、出ていっているという認識でいいのか、その点お答えいただきたいと思います。

長期包括委託について広報についてお聞きしましたが、前回定例会ではお答えがなかったのですが、りゅうせんえんニュースの臨時号ということもお答えがありましたので、その点は鋭意御検討いただくことをお願いしたいと思います。

小金井市と水銀の関係で2点、お願いいたします。

○総務課長（新井謙二） 小金井市の可燃ごみについてでございます。平成29年度の小金井市の可燃ごみの予定につきましては、柳泉園組合は500トンということで先ほど御説明させていただきましたが、小金井市全体では1万3,600トンでございます。そのうちの柳泉園が500トンですので、割合だと3.7%に当たります。そのほかで支援を予定している団体におきましては、多摩川衛生組合では6,000トン、それから国分寺市におきましては3,600トン、また、ふじみ衛生組合におきましては3,500トンということで聞いております。平成30、31年度もということなんですが、これにつきましては小金井市におきましても3市同様、ごみの減量化に取り組んでいるということでございますので、小金井市の見解では、平成29年度におきましては1万3,600トン支援のお願いをしているが、それ以降につきましては1,000トンぐらい減量できるだろうということ聞いております。

そのようなことを考えますと、柳泉園組合は現在、平成29年度500トンということで少量でございますので、仮に小金井市のほうで減量化が進んだ場合におきましては、柳泉園組合は平成30、31年度はないかもしれません。ただ、このままの推移で行きますと平成30、31年度も支援するという可能性もまだ残っております。

○技術課長（佐藤元昭） 水銀はどこに行くのかということですが、基本的に煙突からは出ていないと。測定している関係上、0.00ということが表示されておりますので、排ガスからは出ていないと認識はしております。ただし、焼却灰のほうに出てくる場合がございますが、そちらに関しましては重金固定剤ということで、薬品を入れることによって水銀が溶出しないということでの対応はしているというところでございます。

○3番（村山順次郎） 小金井市のごみの支援については理解をいたしました。平成30

年度以降あるかもしれないが、ないかもしれないという御説明だったかなと思います。

あとは水銀の関係ですね。焼却灰に含まれていくのではないかと。それが出ていく可能性としては一番大きいという理解でいいのか。排ガスについては、測定している限りにおいては検出限界以下であるから、ほぼないと言っていいと。一方で、入ってくるわけですから、どこから出ていくかという焼却灰に含まれるものが一番多い。かつ、それは今御説明があったように、ある程度の安定するための措置がとられているという、すみません、繰り返して恐縮です、そういう理解でいいかだけ確認して終わります。

○技術課長（佐藤元昭） 今、焼却灰と言いましたが、大きく分けると飛灰と主灰ということに分かれていて、飛灰のほうが含まれることが多いんですが、今、議員がおっしゃられたとおりで、その理解でよろしいかと思えます。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○5番（藤岡智明） それでは、小爆発についてまた今回も伺いたいと思います。

前回の3定で私はこのことを聞いたんですが、一定程度6月以降改善をしてきたと。週4回処理をするということですね。それから、手選別等々についてもきちんと対応できるような時間的な余裕を持った改善をしていくという御答弁もありました。それで、その後、7月に起こった後、10月にあって、連続して1カ月後、今回、小爆発が起こったということでもありますけれども、私は極論で言いますと小爆発が常態化するという状況になる可能性もあるのではないかなと大変危惧しているのですが、この対策というのは現在とおられる改善対策でいいのかどうかということが非常に心配されるんですよ。抜本的な対策というのは、こういう常態化するような状況の中でお考えかどうか、この点について聞かせていただきたいと思えます。

○資源推進課長（宮寺克己） 今議員おっしゃられましたように、例えば運転日数を少しふやしますですとか、あとは、現場の方々にはより注意深く、そのような危険物を取り除くようお願いを重ねてしておりまして、スプレー缶などの回収量も去年に比べますと1万本ほどかなり多く、7月から10月で数えますとそのくらい量がふえております。ただ、現実として爆発がふえている状況で、関係市へもまた排出のお願いですとか、ホームページにも載せたりしますが、今おっしゃったように抜本的なことといいますと、設備的な対応が何かできないかということもやはり考えなければいけないということで、まだこれは担当ベースの考えでございますが、例えば手選別を行います前に機械的に、低速で例えばごみを砕くような、あまり早い速度ですとやはり火花が散ったりして危険ですので、低速

でゴミを砕くような、そのような破砕機のようなものを手選別の前につけてガスが抜けるような構造にできないかとか、あと例えば、破砕機の中に間欠的に水をスプレーすることによりまして温度を下げて、なるべく火が付きにくいような状況にできないかとか、まだ具体的な内容ではございませんが、柳泉園組合の施設に対応できるものが何かできないかということで今検討はさせていただいているところでございます。

○5番（藤岡智明） 抜本的とは言えなくても、やはり積極的にその部分について改善策をお考えになっている状況があるということはわかりました。これは本当に収集段階からこの点についても周知徹底をするということは大事だと思うのです、関連市におきましても。そういうことも含めて、小爆発であれば幸いにもまだ今月起こったような状況で大きな事故にはならなかったということですが、これがどういう状況の事故につながっていくかということも非常に心配されますので、この辺は本当に常に常に改善をしていただけるように意見をしておきたいと思います。

○議長（渋谷けいし） 御要望でよろしいですか。

○5番（藤岡智明） はい。

○2番（関根光浩） 1点だけ、水銀に関連しての質問をさせていただきます。

この間、水銀混入の調査対策委員会の議事録第2回というものも出していただいています。また、第3回における提出の資料も添付していただいておりますが、その2回の委員会の中では、水銀が検出されたことに関しましては不適正ごみの搬入ということで、最終的な原因はわからないという結論に至ったという話も出ておまして、また、今後は混入させないための対策ということにも移ってくるのかなとも思っているところなのですが、一方で、水銀が基準値以上検出された場合に、先日視察させていただきました港清掃工場では、ろ過集じん機、バグフィルター等での活性炭による除去にプラスして、液体キレートによる除去ということの施設がありました。柳泉園のほうでは洗煙設備みたいなものがないのかなと思っているので、水銀が検出された場合、除去するには活性炭による吸着ということが最大の方法なのかなとも思っているのですが、私は以前、ことしの第1回の定例会の中で、剪定枝を使った活性炭の提案をしたんですが、そのときの御答弁としては、倍近い費用がかかるということもありますし、また、構成3市のこともありますので、柳泉園だけで決めることはできないということで、それに付随して御答弁いただいている中では、剪定枝を使った活性炭についての水銀の除去能力が高いものを今つくっているとのことですので、ただ、それについてどれだけ効果があるのか、今検証していると

いう御報告も受けておりますので、こちらに関しまして負担金の関係もございまして、柳泉園だけではそちらを使うようにすぐ決定することはできませんので、そのことについてはまた今年度もしくは来年度以降での調整事項になると思っておりますという御答弁だったのですが、この辺の調整等は進んでいるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○技術課長（佐藤元昭） 剪定枝を使った活性炭ということでございまして、議員がおっしゃられたように、ことし10月にそちらの業者の方がいらっやいまして、水銀の実証実験をしたということで、その結果をいただきました。通常の活性炭に比べて5割増し程度ぐらいでの水銀除去率があるという御報告をいただいております。この御報告をいただいたことも踏まえまして、予算の関係もございまして、また、来年度7月から長期包括に移ることも決まっております。ただ、水銀の委員会のほうもございまして、そちらのほうにも少しこのようなものがあるということを紹介させていただいて、今後どうするかということを検討してまいりたいと思っております。

○2番（関根光浩） わかりました。実際に実証実験で5割増し程度の除去率があるという報告を受けたということではありますが、水銀自体は本当に検出されないことが前提条件ではあるんですが、昨年9月に実際に検出をされておまして、その場合の、どうしても安全・安心の担保ということもまた市民の方に対しますアピールという点では、このようなものの活用ということも一つ検討してみることも必要なかなとも思っております。もちろん来年7月から長期包括委託にもなりますし、契約の関係もあり、また3市の負担金の関係もありますので、すぐに決定ということではないと思いますが、実際に長期包括委託することによって経費的には年間1億円以上の効果があるという話も以前に伺っておりますので、そのような費用対効果も考えて、市民に対するアピールということも考えまして、ぜひ検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。要望としておきます。

○議長（渋谷けいし） ほかにございましてか。

○1番（島崎清二） この間の17日の代表者会議のときにも話が出たんですが、10月28日の粗大ごみ処理施設の爆発事故、その後に22日にも爆発事故があったということで、私はもう頻繁にあり過ぎるだろうと考えているのです。当然その原因としては、スプレー缶、ガスボンベ等がやはりガスが入っているということで、それが原因であろうということで、大体そうだろうとは思いますが、その辺を各市、3市で構成しているわ

けでありますから、ガスボンベ、スプレー缶、ガスが入っているそれを捨てる時の対応というのを3市でどのように対応しているのか。例えば、ガスを抜いて出すのか、そのまま入ったままでも出しているのか、それを徹底して周知した上でやっていかないと、今後またこのような事故がふえるのではないかと思うのです。人的被害がないということではありますが、やはり人的被害があってからでは遅いので、その辺をしっかりとっていただきたいと思います。捨てる時の対応についてはどういうふうにしていくのか。

○資源推進課長（宮寺克己） お答えいたします。

今、関係3市とも、基本的には使い切って出していただきたいのですが、使い切らなくてもごみとは別に袋に入れて、例えば外側に「危険」と書くですとか、そのようにわかりやすいような表示をしていただいて、ごみにはまぜずに排出してくださいということを市民の皆様には御案内されています。柳泉園にそういうふうに分別して入ってきたものにつきましては、柳泉園組合のほうでスプレー缶の処理機というのを使っておりますので、それで処理をして中身を抜いて、それで処理をするということでございます。ですから、分別されていけば適切に処理はできるということでございます。

○1番（島崎清二） わかりました。今後このような事故がないように、しっかりとごみの収集の時点から周知をしていただいて、まず人的被害、これが起こらないようにしっかりとした対応、対策というのをやっていただきたいと思います。あまりにも、10月28日、また11月22日という形で、一月に1回という形みたいな、そんなあれでなったら、本当に市民の皆さんからの信用というのもあります。また柳泉園かという、そういうことのないようにしっかりとやっていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（渋谷けいし） 御要望でよろしいですか。

○1番（島崎清二） はい。

○4番（後藤ゆう子） 3点です。全部今まで出た質疑でしつこいようなんですが、もう少しわかりやすく市民の皆さんに説明するために補足をお願いしたいのですが、1点目が小金井市のごみで、年間500トンということは一月に直すと四十一、二トンなので、1日にするとどれぐらいになるのかというのを市民の皆さんに説明するために、車に直すと何台ぐらいの感じで、意外と少ないのかなと思うのですが、それを教えていただきたいのが1点目で、2点目が今のスプレー缶です。やはり本当に頻度が多いと思うので、市民の皆様にお話するとき、今、捨てる方はよくわかったのですけれども、もし爆発しやすい

スプレーに傾向があるのであれば、カセットコンロのガスなんだとか、ライターなんだとか、制汗スプレーなのか、そのような最近の傾向があればということと、ごみとしてスプレー缶は多くなっているのか、その辺の状況をお聞かせください。

3点目が、水銀の対策委員会の3回のところで、まだ議事録ができていないんだと思うのですが、資料だけ見て、ほかの自治体の回収の様子がいっぱい資料に載っているのですが、私もできればこのような東村山市みたいな回収が行えればいいなと思っているのですが、会議の中でこの資料を出されて、会議の方向性としてはこれはやっているのかどうか、きょうお聞かせいただけるのであればお聞かせいただきたいということと、先ほどの関根議員がおっしゃったように私も、より安全に市民の皆さんに安心していただくためには、活性炭のようなもので水銀がより吸着できる安心感を与えるものであれば、価格も大事ですけれども、多少の価格は高くても選択すべきではないかと思うので、それは要望をお願いします。

以上3点、お願いいたします。

○総務課長（新井謙二） 小金井市の関連ごみの支援についてでございます。

支援容量としては500トンでございますが、4月から3月31日、1年間でございますが、月の割合でいきますと、月大体40トンから50トン程度でございます。また、搬入におきましては、月に8日から10日ということで聞いております。1日ですと2台で5トンを予定しておる状況でございます。

○資源推進課長（宮寺克己） スプレー缶はいろいろございますが、御家庭用でお使いになっているものと、いわゆるカセットコンロのボンベのようなものと、季節によっては例えばバーベキューにお出かけになって、そこでもやはりカセットボンベみたいなものをお使いになると思うのですが、危険というところが一番危険と思われると思います。どうしても使い切れずに残っちゃったとか、穴をあけるのが怖いということもありませんかと思いますが、柳泉園からももっと発信いたしますが、ごみにとにかくまぜずにお出しいただきたいということを強くアピールはしてまいりたいと思います。現場のほうには先ほども御説明しましたけれども、もう少し注意深く取ってくださいということを御要望もしましたところ、本数的にはかなり上がっているというのも事実でございます。

○技術課長（佐藤元昭） 今の御質問の資料を拝見になってということなんです、この資料でモデル事業の概要をつけさせていただいたのは、関係市がこういうようなことをやっていただければなということも含めて、資料として提出させていただきました。その

結果ですが、予算を伴うことですからどうなるかわからないんですが、関係市はやっていただけのような方向で動いてくれているようです。その辺は関係3市と柳泉園が調整しながら、より多くの退蔵されている水銀を回収できればと考えております。

○4番（後藤ゆう子） 御答弁ありがとうございました。

よくわかりました。小金井のごみのこともわかりました。バーベキューのボンベというのは、私はバーベキューはしないので、そんなものがあるのかというのを初めて知ったのですけれども、いろんな場面でそういうことを広報していけばいいのかなと思いますので、私もそれは協力したいと思います。3番目の退蔵品の回収については、本当に今、生前整理とか、あとは、施設に入って空き家を片づけるというので、ごみを大ざっぱに出すような機会もあるので、うちにもまだ水銀の体温計なんかもあったりするので、広報して集中的にPRして回収すると回収できて、間違っても1本ぐらいいいかななんて思ってしまう、水銀の害を知らない人だとまぜかねないというのもあるので、できれば進んでほしいと思っていますので、これは要望で終わります。ありがとうございました。

○7番（鈴木たかし） 今の関連なんですが、水銀対策調査委員会のメンバーなものですから、組合のほうで今の水銀回収キャンペーンの例示をしていただきました。組合のお立場としてはこれは柳泉園組合としてやることではなくて、各市が各市の予算でもってやっていただくんだということが明示をされたわけです。今回、清瀬市では清瀬市独自として水銀回収キャンペーンをして、柳泉園組合を介さないで処理業者さんに直接送って処理をしていただくということもまたこれを開示していただいたわけですね。ついては、業者さんは取りに来てくださるというか、取りに来る運送費は業者さん持ちだそうなんです。ですから、処理費用、回収にかかる費用とそれから処分する費用が各市持ちということでよかったのですかね、たしか。そこら辺のことを各市が、調査委員会には各市の行政の方もおいでになるし、また各市の我々議員も来て参加をしているので、そこら辺のことを周知した上で柳泉園組合としては、清瀬以外に関係2市がどういう対応をしておられるのか、もし具体的におわかりになるのであれば教えていただきたいということが1点です。

それから、水銀についても、先ほど関根議員がおっしゃられたように、そのような対策としてよりよい、剪定枝を使ったものがあるなら、それはぜひやっていけばいいと思いますし、より根本的には回収段階で今言ったようなキャンペーンをする、そしてまた爆発事故に関しても、スプレー缶をしっかりと分別をするということをキャンペーンすることが大事なんだと思うのです。いずれにしても柳泉園組合としては、3市を束ねている以上は

3市に向かって出すのはやはり組合のニュースだけでは薄い。したがって、これは各市でやはりやっていかざるを得ないということです、水銀のキャンペーンと同じように。ですから、柳泉園組合として各市に対してスプレー缶の分別をより徹底する、これもまたキャンペーンだと思うのですが、しっかりと分けて捨てましょうということを各市に訴えていったらいかがかと思えます。

この2点について御見解をお伺いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） 今お話にありました水銀の回収の件ですが、こちらは関係3市とお話はさせていただいております、関係3市一斉にやったほうがいだろう、より効果があるだろうということで、関係3市で今調整をして、その方向で動いてくれておりますので、その結果がわかればまた御報告できるかと思えます。また、水銀だけではなく、スプレー缶の関係も関係市に関しましては担当課のほうから依頼をしていることもありますし、やはり広報、市報等も含めて市民によりアピールをしていただければと思っております。

○7番（鈴木たかし） 水銀の件は、やはり水銀対策特別委員会での一つの答申になってくることでもあろうかと思えます。また、分別の問題、つまり柳泉園組合に持ってこないという入りの問題を制御するのと、もし入ってきてしまったときには、先ほど関根議員がおっしゃられたような方法でのより外に出さない対策、この2本というのは大きなことだと思えます。より具体的なことがもしわかったら、今後、特別調査委員会でも、またこちらでも御提示いただければと思えます。あわせて、スプレー缶の分別についての3市共同歩調について、また具体的なことがあれば御明示いただければと思えます。これは要望で結構です。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○6番（桐山ひとみ） それでは、質問させていただきますが、まず1点目が、先ほどから出ている粗大ごみの爆発事故の件ですけれども、これはここ最近頻繁に出ている事故ということで、構成3市の各議員ですとか、役所のほうの担当ですとか、そのようなところには早急に御報告をいただいていると思えますけれども、以前御質問した際に、あくまでもこの粗大ごみ施設というものは爆発もある程度想定をした中での施設であると。そして、これまでは多分御報告がなかったのですけれども、この間、頻繁に情報を公開していただくという観点からも素早く、火災という扱いもありますから、消防の関係ですとかそういうことも含めてきちんと通報されていくということが大分整ってきたのかなとは思って

ますが、ただ、近隣住民の方からの不安の声というものはまだまだあるのかなと思います
が、このあたりについての近隣住民の方々からの御意見とか御要望的なものというのはど
ういうものが上がっているのですか。そのあたりについてはお伺いをしておきたいなと
思っています。対策については先ほどから御答弁いただいているので、対策についてはき
ちんと今後も引き続き対策をしていただきたいと思うのですけれども、近隣住民の方への
対応ということでどのようにお考えであるかということをお伺いします。

それから、長期包括委託の件ですけれども、この間、入札参加要件が整って、ある程度
スケジュール的には申請を、入札参加資格審査申請書が提出されてとかということとか、
概要説明会とかがあったと思うのですけれども、以前、小西議員からも結構出ていたと思
いますが、いわゆるこのプラントにおいてある程度の限られた業者しかないのかという
御質問の中で、事前アンケートでは10社あったけれども、興味を示しているのが4社で
あったということでした。この間、そのような申請書が提出をされ、概要説明会も参加さ
れていると思いますが、現在、興味を示している4社からふえているのか、減っているの
か。あるいは、大体何社ということがこの場で御披露いただけるのであれば、どの程度の
数の業者が説明会等に参加されているのかということをお伺いしたいなと思います。

それから、今後の広報の件なんですけれども、村山議員からも出ていましたが、やはり
市民にもっと理解を示していく、前回の定例会では議決案件として議決をされましたけ
れども、まだまだ不透明であるという声も、陳情も出ている関係からそれは後々のことでは
ありますけれども、柳泉園が出向いて市民説明会の場を開いてはどうかと私は思っており
ますが、そのあたりについて今後どのように協議をされていくのかということもぜひお伺
いしたいなと思います。

それから、小金井市のごみの受け入れの経過はわかりました。後藤議員の質疑の中で、
ごみの処理をするのは月に大体40トンから50トン程度であるということがわかりまし
たけれども、以前受け入れていたときのことは私わからないので申しわけありませんが、
搬入ルートについてはどういうルートを取り決めをされているのかということをお伺いし
たいということと、処理の負担金です、費用の関係なんですけれども、これというのは1
トン当たり幾らで、最終的にはどのぐらいの予算額ということで合意をされているのかと
いうことを改めてお伺いしておきたいなと思います。

○議長（渋谷けいし） 長期包括の件については直接的には行政報告には出ていないんで
すけれども、あえてこちらで御質問されたほうがよろしいですか。

○6番（桐山ひとみ） 資料が出ていたので、その関係から。

○議長（渋谷けいし） ということで、はい、わかりました。

○資源推進課長（宮寺克己） 今回のおとといの爆発につきましても、近隣の自治会の方に御連絡を申し上げたところでございます。せんだって、11月に行われました周辺自治会の定期協議会でも、そのときは7月と10月の件ですが、御説明、御報告をいたしました。その時点では対応につきましても、関係市へのより一層の分別のお願いと、現場でもより丁寧に選別をいたしますということを説明しました。先ほど答弁いたしました現場レベルでのまだ検討段階の話ですが、設備的な対応がこれから可能な範囲でやりたいとも考えておりますので、そこら辺につきましても今後、機会を得まして御説明をしていきたいと思っております。住民の皆様からはやはり当然、安心・安全に施設を動かしてくださいという御要望は重ねて頂戴しているところでございます。

○技術課長（佐藤元昭） 長期包括の業者でございますが、アンケート調査を行ったということはお話ししたとおり、既存施設の施工業者も含めて5社が興味があるという回答はいただいております。それで、その後、ふえたか減ったかということに関しましては、競争性を失う可能性がありますので、この場では御報告できません。ただし、今月の28日が提案書の締め切りになりますので、提案書が出てきた段階での御報告ということは可能でございますので、そういう御理解でお願いしたいと思っております。

また、長期包括に移ることに対しての市民への説明ということですが、現在は考えておりません。周辺自治会協議会の中では御報告をさせていただいております。ほかの施設、他団体にも確認したところ、やはり周辺自治会だけの報告ということをしております。ですので、今後の市民説明会ということは現状では考えていないということをお願いいたします。

○総務課長（新井謙二） それでは、最後に、小金井市の件でございますが、小金井市の搬入ルートの子定といたしましては、新小金井街道を通過して新所沢街道を経て柳泉園のほうに入っているということでございまして、基本的には西団地の中は通らないということで、西団地のほうとも説得をしているものでございます。

それから、処理単価につきましても、現在、小金井市と調整をしているところでございますし、あと、ほかの平成29年度受け入れを子定している4団体においても調整をしているところでございまして、いずれにいたしましても、柳泉園組合とほかの4団体、この4団体の考え方については統一したいと思っております。

○助役（森田浩） 補足させていただきます。戻りますが、長期包括での市民の周知ということなんでございますが、情報公開、なるべく全ての情報は開示するという基本姿勢に立った中での対応をさせていただくと。そういう中で、現在、長期包括につきましては広報等を通じまして情報を提供させていただきたいと。ただし、非常にこの長期包括の事業に移行した場合に、ごみを出される市民の方に、いろいろ重大な変更等が生じた場合には、それはもう当然市民の方に説明しなければいけませんし、従前の出し方といいますか、従前の市民の方の対応で続くのであれば、それはそこまで必要はないものとして広報等で情報提供させていただくという基本的な考えは持っています。

○6番（桐山ひとみ） ありがとうございます。

粗大ごみの爆発については、近隣自治会の方からも安心・安全に稼働してほしいという御意見をいただいているということはわかりました。今後、設備的な対応というのものも、先ほどからも話が出ておりましたけれども、やはり設備をより例えば爆発事故を防ぐような機能の建てかえも含めて考えたら、相当な予算がまたかかってくると思いますので、まだ耐用年数があるうちはきちんとしたメンテナンスと、できるだけ爆発事故においてダメージを受けてより費用がかからないような形というのもやはり大事だと思いますので、そのようなところを努力をいただいて、先ほどから御答弁いただいている各市においての分別の最終的なお願いと、改めて現場においての手選別等含めての選別を徹底していただくようにするしかないのかなと思っているので、その辺については引き続きまた、全くもう起きないというわけではないと思いますので、そのようなところをぜひ最小限に抑えていただけるようお願いしておきたいと思います。

それから、長期包括の件で関連して申しわけありませんけれども、現在何社ということとか、増えたとか減ったとかというのは、11月28日が提案書の締め切りがあるから、とにかく競争性を働かせたいので今この場では御答弁できないということでしたが、締め切り後というのはある程度やはり、今、助役のほうからも、できるだけその情報を公開していくという姿勢を持たれていると思いますので、そのようなことも含めてぜひ情報公開をしていっていただいて、よりよい業者選定をしていただくような、透明性をぜひ担保できるような形で持って行っていただきたいということを改めてお願いしたいと思います。

今回も工事の委託の関係とかでも随意契約がありますよね。クリーンポートの点検整備等を含めても、やはりこちらについては特殊な機械整備が複雑に組み合わせられた焼却施設であるから、点検整備補修整備には限られた期間ですとか、適切な実施をするためにこ

のような専門の業者ではないとだめだとか、もちろん粗大ごみ施設もそうですけれども、そのようなプラントのやはり関連している業者でないだめだということが、これまでも工事請負の契約状況を見ても明らかだったので、そのようなところでの15年の長いスパンの中で契約をしていくということが、市民にとってすごく不透明にならないような関係を築くための選定をきちんとしていただきたいと思います。

それで、今後どういうふうにできるかわかりませんが、私はこの場で要望しておきますが、例えば構成3市においてもそうなんですが、今、ごみ処理基本計画の見直しですとか、大体5年に見直しだったりとかするではないですか。ある意味、自治体の総合計画も10年だったりとかという長いスパンの中ではありますが、そのようなところの計画に沿わない部分、いわゆる整合性がとれない部分というのは多少出てくるとは思うのです。そのようなところで、やはり15年間何もしないではなくて、前回御答弁いただいておりましたが、物価の変動においては、薬剤等とかの価格に変動があった場合はすぐに協議をすることの余地は残してありますけれども、トータルこの15年間の予算計画の中で、例えば行政は結構計画をつくるたびに3年ごとに見直しをしますとか、5年ごとに見直しをしますという、ある意味、逃げ道みたいな形なんです。そのときの政治情勢ですとか、その年のごみの減量が進んで受け入れの量が減るですとか、そのような15年先というのはやはりわからないので、そのようなところで見直しをしていくというのが本来のやり方であると思うのですが、その点については今後、その文言を盛り込むということはもう不可能なのかどうなのかということについて、1点、その辺についてお示しをください。

それから、市民説明会のことは助役にも御答弁いただきました。情報公開を徹底して、全てできるだけ透明性を担保していきたいということの御答弁と理解させていただきます。また、重大な変更があった場合はもちろん市民説明会等も開かれるということも御答弁いただいたところですが、私が申し上げているのは、もちろん今の段階においてはこちらからの姿勢においては説明会はするつもりはないということですが、各市それぞれの例えばごみに関心がある団体さんですとか、市民の方々から、柳泉園の組合さんにおいてこのような説明をしてほしいんだと言われたときに、出迎えて説明会をするのかということについても改めてお伺いしておきたいと思います。

それから、最後ですけれども、小金井のごみの件ですけれども、ルートについてはきちんとルートを確保されていて問題がないということを理解させていただきますが、ごみ処理の負担金についてですが、やはり早急にここは調整をするべきだと思います。もちろん、

柳泉園組合も構成3市もそうですけれども、平成29年度予算組みをこれから協議をされていくと思うのですけれども、普通はある程度の予算規模です。いわゆる調停額がある中でどうするか、受け入れるか受け入れないか。これは高いのか安いのかわかりませんが、そのような議論というのはやっていかなければいけないと思うのですけれども、これまで受け入れられている団体の平均値みたいなものがあり、大体柳泉園としてはこれぐらいでお願いしたいみたいなものは持ち合わせていらっしゃるのか。もしあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（渋谷けいし） 長期包括の件で2点、それから小金井市のごみの負担金の件で1点、3点でよろしいですか。

○6番（桐山ひとみ） はい。

○技術課長（佐藤元昭） まず1点目ですが、15年先までわからないということですが、恐らく一番変動があるのがごみの搬入量だと思います。この搬入量につきましては、一般廃棄物処理基本計画に基づいて15年間のごみ処理量を推計したものを委託費用等に含めて計算をしております。ですので、ある程度反映はされているはずですが、ごみの量が変わればそこは変動費の中で委託料が増減してまいりますので、そこら辺はクリアできるかと思えます。また、柳泉園側の例えば処理方法の変更ですとか、もしくは国の法律的なものが変わった場合の対応ということですが、そのようなものに関しましては、そのようなことが起きれば、甲乙協議のもと契約変更等は可能でございますので、その都度請負先と協議をしていけば済むものだと思っております。

また、市民説明ということで、柳泉園に来られた方についての説明ということですが、来られた方がこういうことについてお聞きしたいということであれば、そちらは答えられる範囲でお答えするつもりでおります。

○総務課長（新井謙二） それでは、小金井市の件でございますが、まず処理単価の件でございますが、平成28年度支援をしている団体がございます。その団体におきましては4万8,000円ということで聞いております。小金井市の支援におきましては、当時から4万5,000円から4万8,000円程度で推移をしているということで聞いております。当時におきましては小金井市の状況から考えますと明確な計画はなかったということで、各団体におきましてはそのような単価で支援をしてきたということで聞いております。小金井市におきましては、先ほども御答弁申し上げましたが、3市共同で新たなごみ処理施設をつくるという計画が明確化されましたので、小金井市のほうにおきましては要望とい

たしましては、各団体のごみ処理手数料条例で決めている単価ではどうだということについては小金井市のほうから聞いております。先ほど申したように、平成29年度に受け入れを予定している団体間でも、そのようなことでどのような方向性に持っていくかということについては調整をしている段階でございます。柳泉園が独自にこの単価ということについては考えてございません。他の3団体と同様な考えのもとに処理単価については決めていきたいと思っております。

○6番(桐山ひとみ) ありがとうございます。

説明会等々については柳泉園に来てもらったら対応しますよということだと思いますけれども、各市において、例えば各市では答えられるか、各市に窓口に来たときに答えられるかといったときには答えられないんです。なので、そこについてはもう少し歩も二歩も前進して、そのような要望があったときには出向いて御説明いただけるような環境をぜひ整えていただきたいということを改めて、こちらのほうは要望という形にとどめさせていただきたいと思っております。

それから、変更の件なんですけれども、多分市民として関心があるということというのは、予算額がある程度決められているので、そこから減れば、皆さん、減ればとか、例えば構成3市の負担金が下がればいいよねという話にはなると思うのですが、そこからまたさらにふえますよとか膨らみますよということについてになってしまうと、問題がはるかにまた大きくなるのかなと思っておりますので、そのようなところにおいて、その都度というのがとても私の中では曖昧なので、ぜひ3年とか5年とかある程度の、計画の見直しではないですが、そのようなものが盛り込まれるのであれば、そのようなものを担保として柳泉園側として持っていたほうがいいのかと私としては提案をしたいと思っております。それはもちろん構成3市が財政負担をしていく中でのことも背景にはありますけれども、そのようなところでぜひそちらの議論もお願いをしたいと思っておりますが、その点についてはもう1点いかがでしょうかということで、再質問とさせていただきます。

あと、小金井の関係ですけれども、大体の単価ということで4万5,000円といったかな、わかるんですけれども、他の3団体、いわゆる構成3市、柳泉園は構成3市で成り立っているんで、構成3市のある程度、ごみ処理手数料というのがありますよね。そのようなところで我々も負担金の中で調整をしながらやってきていると思うので、それよりも下がるということはいかなるものかなと私は思っているんですけれども、その辺についての調整というのはどういうふうか、柳泉園単独では決められないとはしても、ある程度

受け入れる側としてはそのところで、構成3市で協議をしている単価よりも低い形で受け入れます、ただ1年間だけだからということで、よしとするのかしないのかというのは非常に大きな問題かなと思うのですけれども、その辺についてはどのように、例えば3市の事務連絡協議会もありますが、そのようなところの議論というのはどういうふうになっているのですか。

○議長（渋谷けいし） 2点御質問ということで。

○助役（森田浩） 長期包括委託を実施した場合の各市に与えます負担金、財政フレーム上の負担金はどうなるのかということは、以前から委員会等でも、また議会等でも、全体15年間で現状の運転した場合と長期包括で運転した場合のメリットとしましては、15年間で43億円ほどのメリットがありますということは御報告申し上げております。したがって、その43億円が各市にどのくらいのメリットになるのかということにつきましては、それは当然ふえることはあり得ません。減っているのですからね。ですから、この43億円がどういうごみの搬入量によって、今、負担金を決めておりますから、当然そのような形で現状の計算でした場合には、それに沿った形の中での減額が各市には影響がメリットとしてあると考えておりますが、ただ、実際、現状の計算方法が各市の負担金を決定するに当たりまして、過去2年間のごみの搬入量の実績ということをもとにしてやっておりますから、今後まだ実績が出ておりませんから、そこは各市の負担金がどのような形で減額になるかということは2年たたないとはっきりわからないということですが、必ず減額になるということだけは、43億5,000万円というその額が減額になるということだけは今ここでは確定できているのではないかと考えております。

○技術課長（佐藤元昭） 委託費の関係ですが、全員協議会でお示ししました実施方針の中に支払い方法というものが明記されておりますので、今になってその支払い方法を変えるわけにはいきませんので、その辺は御了承いただきたいと思います。ただし、これも一度説明させていただいたかと思うのですが、変動費に関しましてはメーンが薬剤費関係になりますので、大きな増減はないと御理解いただければと思います。

○総務課長（新井謙二） それでは、小金井市につきまして御答弁させていただきます。

関係3市のごみ処理手数料についてですが、はっきりしたことはわからないので申しわけないんですが、柳泉園組合で処理する3万8,000円プラス収集運搬費が入っているという形で理解をしております。柳泉園組合に入ってきている処分費としましては、トン当たり3万8,000円ですので、これが3市のごみ処理手数料以下ということに関しまして

は、処分費に関しましては3万8,000円という形で理解をしておりますので、それについては下回ることはないと思っております。今後につきましては、小金井市と早急に調整いたしまして、その結果については事務連絡協議会などのほうへ報告、また協議したいと思っております。

○議長（渋谷けいし） 3回終わっておりますけども。

○6番（桐山ひとみ） 終わり。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○8番（小西みか） すみません、きょういただいている資料の質問ということでお願いいたします。

まず1点目は、先ほどからあります水銀の関係なんですけれども、今回いただいている資料の一番最後のほうで、廃棄物焼却炉の排出基準というのが、まだこれは法制化されていないということではあると思うのですが、今後適用されてくる可能性があるという今は段階なのだと思いますけれども、この中では先ほど申し上げた廃棄物焼却炉の排出基準という、この排出基準に柳泉園組合のクリーンポートが該当すると考えなければいけないということなのか。もし該当するということであれば、この排出基準に対して今の対応というか、それが既にもう該当しているというか、この排出基準を満たすような措置がされているのかどうかについて確認をさせていただきたいと思います。

それと、先ほどからありました長期包括委託契約の関係なんですけれども、先ほど桐山議員から御質問がありましたが、今回の入札に当たってはまだ入札業者が何名ということはお話しできないということでしたけれども、今回の入札に当たりましては要はそうした技術的なところを押さえていらっしゃるメーカー側、こちらの一定程度の情報が提供されないとなかなか公平な入札が成り立たないであろうということがこれまで議会の中でも私も質問もさせていただきましたし、御答弁もいただいているかと思っておりますけれども、そこについては今回の入札に当たって、恐らくそういうことを入札しようと思う業者さんがある程度わからない限り、ではこれに入札していいのかどうかという判断がつかないのかなと思っておりますけれども、そこについてはどのような情報が提供されたという上での入札だったのかについて、概要を御説明いただけたらと思います。

それと、今回いただいております議事録の中で、1番の長期包括委託審査委員会会議録の4ページになりますけれども、真ん中のあたりでまずは、運送費も委託者が持ちなさいという規定になっていると議事録に記載がございまして、この辺については今回初めてこ

ういうことは私はこれまで存じ上げなかったなと思っておりましたので、ここについて御説明をいただきたいと思いますのと、あとはその下にありますモニタリングについてですけれども、モニタリングが契約後に定めるとあるというふうが一番下の委員という御発言の中にございまして、ここについては委員長さんからのその後の御発言によりますと、要はモニタリングを契約後にということであれば、セルフモニタリングということでこれは多分済まされてしまうという意味合いだと思いますけれども、そのようなこともあるのではないかという、これから協議するという内容になっているのだと思いますけれども、ここについてもう一度御説明を、どういうことを想定していらっしゃるのかということをお説明いただければと思います。

○技術課長（佐藤元昭） 水銀に関しまして法の基準ということですが、焼却施設は対象の施設となります。ただし、現状まだ基準値は出ておりませんが、恐らく既存の施設に関しては柳泉園が自己規制値と定めた0.05になる方向のようです。新設の炉に対しては0.03、これはまだ決定はしていませんが、そういう方向で決まりそうという情報は入っております。

また、先ほどの議事録のほうでの御質問ですが、運送費も受託者が持ちなさいという規定になっているときにはということですが、収集運搬は柳泉園では行っておりませんので、市が担当しておりますのでその辺は該当しないということと、モニタリングに関しましては、あくまでもセルフモニタリングというものがあるということですが、柳泉園組合は現状でいくと運転係が4係中2係いるということで、運転に関してのモニタリングができる。また、整備係というものが存在していますので、定期点検整備補修、一般修繕なども含めてのチェックもしていくことが可能でございますし、また、ボイラー・タービン主任技術者ですとか電気主任技術者という者が柳泉園組合にはおりますので、そのような資格を持った人間が随時チェックしていくということが可能ですので、セルフモニタリングということは現状では考えておらず、職員が直接モニタリングしていくという方向で進んでおります。

もう1点、技術的な概要ということで御質問を受けたと思うのですが、もう少し詳しくすみませんが教えていただけますか。どのような質問の内容かということで。申しわけございません。

○8番（小西みか） これは発言とは関係なくということによろしいのでしょうか。回数とかと。

○議長（渋谷けいし） 再質問があるようでしたら再質問と一緒に聞いていただければと思います。

○8番（小西みか） わかりました。では、再質問と一緒にさせていただきます。

先ほどの入札の関係の情報提供ということでお聞きしたんですけれども、要は入札に関しての公平性を担保するために、技術の情報を持っているメーカーからの一定程度の技術的な面を中心とする情報提供が必要なのではないかということで以前お話しさせていただいたと思うのですが、そこについてどのようにということですか。

再質問につきましては、まず、運送費のことに関しては、こちらですと3市で収集運搬を行っているけれども、焼却灰については柳泉園組合が最終処分場まで担当しているというふうになっておりまして、運送費も受託者が持ちなさいという規定になっているとき、というその後の副委員長さんからの御発言がありまして、なので、どういうことなのかが少しわからなかったもので、もう一度御答弁をいただければと思います。

それと、モニタリングの件につきましては、直営で今、要は運転をしているというこの今の段階、またしばらくはそのような体制が続くと思いますけれども、その中では直営でやれるということかと思いますが、その後、運転については全面委託ということになるかと思ひまして、ここについてのモニタリングということが特に心配されるわけですが、そこはどのように考えていらっしゃる、これは今回の契約には関係ないということ、特に契約後に決めるということなんでしょうか。もう一度確認をさせていただきます。

あと、先ほどの水銀の件については、今のこの古い色のままであれば、今の排出基準ということで新しい基準は適用されないということの御説明だったと思いますが、ただ、今後新しい基準があるということはよりよい基準があるということであると思ひますので、先ほどから、水銀をできるだけ出さないという方法があるのであれば、それをとったほうが良いという御意見もありまして、私もそこには対応していく、しかも新しい基準がもしできるようなことがあれば、やはり柳泉園組合としても対応していくということが市民の方への安心ということにつながるかと思ひますので、ぜひここについては柳泉園組合では今の基準で大丈夫だということ、今の対応で大丈夫だということであったとしても、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。これは要望で終わらせていただきます。

○技術課長（佐藤元昭） すみませんでした。長期包括の技術的な情報ということでございますが、まず最初に、実施方針を公表したときに質疑を受けております。それについて回答しております。また、入札説明書、入札公告についてまた質疑を受けて、それにつ

て回答しております。そこにはいろいろなやはり手を挙げた業者が知りたい情報、例えばオーバーホールの報告書等を過去何年分見せてほしいということが記載されております。そのようなもので柳泉園に存在している文書であれば全てお示ししております。ですので、どの業者が手を挙げてても不利にならないような情報提供はさせていただいております。

それと、モニタリング、10年後ということですが、全面委託になったとしても、名前は変わるかもしれませんが現状の整備係というものが残るでしょうし、またボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者というものも存在しておりますので、そのようなところでのモニタリングは十分可能だと感じております。

申しわけございませんでした。灰のほうは包括には含まれませんので、焼却灰の運送も包括に含めると廃掃法の関係で違法なことになりますので、焼却灰の運送に関しましては今までどおり柳泉園が入札を行って業者を決めるという方向でまいりますので、こちらには該当しないということでございます。失礼いたしました。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

入札の情報提供のことについては、以前の御答弁ですとやはりメーカーからの一定程度の情報提供がないと難しいという御答弁がたしかあったように記憶をしております、今回は柳泉園が持っている資料を提供したという今御答弁でしたけれども、入札の公正性を保つという、担保されているのかどうかということに関しては今回大変重要な点だと思っております、柳泉園組合にあるものだけでそれが十分と言えるのかどうかというのはどうなのかなと思っておりますけれども、この点については実際に入札をされる業者さんのほうから質問という形で対応をして、その点については一定程度はできたと思っておりますということよろしいのか、もう一度確認をさせていただきたいと思えます。

運送費の件についてはわかりました。灰はこれからも入札ということで運送業者を決められるということで、今回の長期包括の契約とはまた別ということで理解をいたしました。

モニタリングにつきましては、今の御答弁ですと、技術者が残るはずなので可能というふうに思いますという、少し不安を感じるような御答弁でしたので、ここについては、契約上であったり、今後の体制として柳泉園としてはどうしていくのかということをはっきり示しておくということが必要なのではないかと思います、もう一度ここについては、先ほどの御答弁が私を感じるのがそういうふう感じられただけであるということでしたらいいんですけども、その点についてももう一度確認をさせていただきたいと思えます。

○技術課長（佐藤元昭） モニタリングの件に関しましては少し言い方が不適切でござい

ましたので、必ずそういう技術者がおるといふことで御理解いただければと思います。

また、包括に移るに当たっての情報提供といふことですが、公平性を保つために現状のプラントメーカーしか知り得ない情報とか、そこでしかつくっていない部品等がございます。そちらに関しましては、特定部品の供給等に関する協定書といふものを既存のプラントメーカーと協定を結んでおりますので、適切な価格で適切な納期を守るといふ協定書を結んでおりますので、既存のプラントメーカー以外のところが契約に至ったとしても支障がないような準備はしているといふことでございます。

○議長（渋谷けいし） 以上をもちまして行政報告に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（渋谷けいし） それでは、会議を再開いたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第5、議案第19号、厚生施設プール棟等大規模改修工事の請負契約の変更について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第19号、厚生施設プール棟等大規模改修工事の請負契約の変更についての提案理由について御説明申し上げます。

第3回定例会において議決を得た、厚生施設プール棟等大規模改修工事について、工事内容の一部に変更が生じたため、平成28年11月16日に変更の仮契約を締結いたしましたので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定によりまして御提案申し上げます。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 補足説明を求めます。

○施設管理課長（千葉善一） それでは、議案第19号資料につきまして補足説明をさせていただきます。

1、厚生施設プール棟等大規模改修工事の請負契約の変更についてでございますが、次のページの1、工事件名から9、契約の相手方につきましては、第3回柳泉園組合議会定

例会で議決をいただいている内容となっており、記載のとおりでございます。

10、変更内容、次ページの別紙でございますが、変更内容の3、変更後の契約金額3億6,909万6,480円、837万6,480円の増額となっております。

4、変更理由でございますが、資料として添付しておりますA4版カラー印刷の「厚生施設室内プール棟天井状況」をもとに御説明させていただきます。

天井の構造につきましては、鉄骨の梁として、大梁であるH綱の上に小梁のH綱と、横揺れ防止補強材のブレースにより、断熱性のある軽量コンクリートALC板を支えています。

工事の状況につきましては、11月までには室内プール天井板の撤去が完了となっており、資料の写真・左側のとおり、高さ700ミリのH綱の大梁と小梁、ブレースやALC板などの断熱材であります硬質ウレタン発泡材が広範囲にわたって吹きつけられていることが判明し、拡大したものが右側上段の写真でございます。

天井板につきましては、従前ではALC板から直接つり下げておりましたが、現在の建築基準法では不適格な設置方法となっているため、改修工事では建築基準法に基づきまして、新規に梁に受け鉄骨を設置することで天井板をつり下げる方法となっております。

新たに設置する受け鉄骨につきましては、小梁に溶接したプレート板にC形綱、通称Cチャンを固定し、天井板をつり下げる方法となっておりますが、プレート板を小梁に溶接する際に断熱材への引火の危険性があるため、Cチャンの設置場所を小梁から大梁に変更し固定するものでございます。

5、変更内容でございますが、受け鉄骨の設置方法につきましては、室内プール天井平面図のとおり、変更前の工法といたしましては、参考図-1のように、3メートル幅の小梁FとGの間に受け鉄骨材として約3メートルに加工したCチャンを900ミリ間隔で縦方向に6本、全体で264本の設置。変更後では、参考図-2のように、6メートル幅の大梁⑥と⑦の間に約6メートルなどに加工したCチャンを横方向に4本、全体で384本の設置となります。

また、大梁を利用する場合、梁と梁との間が6メートルとなっており、Cチャン1本では強度が不足しているため、2本のCチャンを利用した二重に重ね合わせた形での設置方法となります。

続きまして、次ページの工事費の内訳書でございますが、増額となっております837万6,480円の内訳につきましては、建築工事の金属工事と撤去工事費などの増額による

ものでございます。

金属工事費といたしましては、主に使用いたします受け鉄骨材の増に伴うものであり、変更前では、3メートルのCチャン264本、長さとして792メートル、変更後は、6メートルのCチャンなど384本、長さとして2,112メートルとなっており、長さとして1,320メートルの増、変更前の2.7倍となっております。

使用する鉄骨材の増加に伴いまして、工場での加工費、そして現場での取り付け費等の増額となっております。

また、今回、撤去工事費といたしましては、Cチャンを固定するプレート板を梁に溶接するために、大梁に吹きつけられております断熱材の撤去が必要であり、撤去費の増額となっております。全体として、837万6,480円の増額による契約変更についてお願いするものでございます。

変更内容につきましては以上でございます。

○議長（渋谷けいし） 以上で説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。なお、質疑につきましては、質疑・答弁は簡潔にお願いをいたします。

それでは、質疑ございませんか。

○3番（村山順次郎） 1点だけ確認のためお聞きするんですが、AからGまでの小梁に対して受け鉄骨材を設置する計画から、①から⑦までの大梁に対して受け鉄骨材を設置するという変更だと理解をいたしますが、いただいた資料、変更内容という別紙ですが、これは説明のために便宜的に一部分だけ図示してあるだけであって、変更後実施される工事というのはこの①から⑦までの大梁の間全てに対して受け鉄骨材が設置された上で、その受け鉄骨材を支持する形で天井板が設置されるという理解でいいのかだけ御確認をお願いします。

○施設管理課長（千葉善一） 今回の変更につきましては、図面で提出させていただきますと相当複雑な絵柄となってしまいます。そのために今回、参考という形で、例えば参考図-1であれば、本来であれば48ブロック全て縦方向に受け鉄骨が設置されるわけですが、今回は横ということで簡単に参考図-2のように横棒で表示させていただきました。実際には、全ブロック横棒で表示された図面となっております。今回は簡易的なわかりやすくするためのあえて参考図という形で提示させていただきました。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○4番（後藤ゆう子） 基本的なことだと思うのですが、そもそもこの工事の変更になったというのは、図面どおりに行われていなかったことでこうなったのか、それとも建築基準法が変わったので、昔は断熱材が吹きつけてあるこのような建築方法でよかったのか、その点をお聞かせいただきたいのと、もし最初の工事で違法な建て方であったとしたら、違法建築のときに適用される瑕疵担保責任みたいなものがあるのかなのか、この2点、お聞かせください。

○施設管理課長（千葉善一） 今回の天井板のつり方でございますが、従前、解体する前の天井板はALC板から直接つっておりました。それはあくまでも現在の建築基準法に合わせますと適格な設置方法ではございませんので、今回の基本設計の段階でつり天井に改めるということで基本設計、実施設計という形で今回、改修工事を予定しております。

ただ、今回は、写真で見ただけであればわかるんですが、本来、小梁のほうに受け鉄骨の梁をつけてそれに固定すると、プレート板をつけてCチャンを固定するという手法でしたが、プレート板を溶接する際に断熱材への引火、発火がどうしても生じるために、今回、大梁、実際、大梁も断熱材を剝離してから取りつけるわけですが、小梁に比べればまだ700ミリということで距離がございますので、発火までにはいかないだろうという解釈の中で、今回、小梁から大梁への変更という形で変更させていただいております。

○4番（後藤ゆう子） 瑕疵担保。

○施設管理課長（千葉善一） 瑕疵担保という話なんですけど、もともと当時の考え方は違法ではなかったのですね、つり天井自体が。ただ、その後いろいろと改正された後、つり天井じゃ困るという話ですので、瑕疵担保というか、当時の施工自体は違法ではなかったものですので、現在の工法に改めるということでございますので、瑕疵ということが生じるかどうかは少し、ないかとは思いますが、そのような話で。

○4番（後藤ゆう子） 御答弁ありがとうございました。

そうしましたら、この837万6,480円がふえたということはもうどうしようもなかったという。私の感覚としては、何かこれでいいのかなというのが率直な感想なんですけれども、仕方ないんだよという御答弁であれば結構ですが、どうでしょうか。

○施設管理課長（千葉善一） 説明が少し不足してございました。今回、本来であれば天井板を見て判明していればこのような工法はとらなかったのですが、何分10メートル以上の天井板でございます。また、そのような中を確認するための点検口が全くございませ

んでした。その中で、当時の資料でございますが、30年前の青焼きといった形の竣工図面からある程度工法を、基本設計からせざるを得ないという状況の中で今回やっております。解体して初めてこのような状態、断熱材が一面に吹きつけられていたということが判明しましたので、小梁では当然設置できませんので大梁のほうに設置したいと。それに伴って材料費が上がってしまいますということでございます。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。

この説明を代表委員のほうから受けたときに、例えが悪いかもしれないんですが、一瞬、盛り土がしてなかったみたいな、そういうイメージを受けてしまったものですから。では、今後の対策としては、やはり点検口をつけるであるとか、正しい工法なのかというのをチェックできるような体制にしてくださいと要望して終わります。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○5番（藤岡智明） 30年前の青焼きの設計図でこういう状態ということを知って解体をしたら断熱材がということです。断熱材については当初の計画である小梁を使った受け鉄骨補強、それをすると引火してしまうからということが大変なので、大梁の鉄骨にしたということです。解体しないとわからなかったというのが先ほど後藤議員からも話があったのですが、30年前の話って、これは致し方ないかなという思いはするんですが、いずれにしても大梁については断熱材を剝離させるということです。大梁については断熱材を剝離させるということなんですが、この断熱材についてはいわゆる素材検査といいますか、有害物質を含んでいるとか、そういうことはないのかどうか、その辺は点検はしてあるんでしょうかということです。

それから、あと、工期についてですが、これは当然、当初予定をした工期と変更はないと。工事完了するまでですね。ということについて確認をしておきます。

○施設管理課長（千葉善一） 発泡材でございますが、当時の発泡材も現在もさほど成分的には変更はございませんので、有害物質は含まれていないものと解釈をしております。ですので、それをとって別段分析のほうも分析をしたということはございません。

また、工期につきましては、当然変更を今回議会です承りいただかない限りは次の工事に進めないということですので、実際には2週間程度、実質工期といたしましてはおくれてございます。ただ、1月からの本体の設置工事でございますので、1月中旬もしくは下旬までには何とか本体も含めて順調に進めるものと思っております。また、それ以外の工事につきましては、あまり影響が出てきませんので、並行しながら進めている状況でござい

ます。

○5番（藤岡智明） 断熱材についての成分については以前ともと変わっていないだろうということで、これについては成分の分析はしていないということですが、できたら念のためにやっておいたほうがいいのではないかと、私はこのような意見を持っておりますので、要望として挙げておきます。

それから、この剥離工事を含めて2週間かかると、2週間延びるということです、実際には天井の工事についてはということで、本体工事等々については計画どおり進めていくことができるだろうと解釈をしました。ということで、要望に1つ加えておきます。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○6番（桐山ひとみ） 大体内容はわかっているところなのですが、代表者会議のときにも説明を伺いましたが、今、後藤議員が心配されていた部分ですけれども、これまでの説明によると、本来、30年前の青焼きの設計図を出してきて、つり天井になっていて今の建築基準法とは乖離があるので、今の建築基準法に合わせるために、大規模改修するときにそこもあわせて工事をしましょうということの御説明だったと思うのですが、今回ふたをあけてみたら、直接その鉄骨に断熱材が吹きつけてあったということで、このまま今の説明だと発火して、断熱材といえども燃えてしまう可能性があって、火災が起こる原因であるということで、手法を変えるということだったと思うので、そこまでは理解をします。

あけてみたときにこうだったからこうだったということは理解をさせていただきますけれども、ただ、先ほどやはり心配していたのは、30年前にさかのぼってどうのこうの言うのは申し上げたくありませんが、今やはり豊洲市場の問題だったり、ふたをあけちゃったら、あれ、本来盛り土があったのになかったとかという話と同じだったら、またそれはそれで問題だなということはあると思いますよ。それまでもし万が一火災があったら相当多分危険だったんだろうとか、そういうことが想定される中においては、今まで絶対これはあけてみないとわからないことだったのか、当時の設計図、手元にある設計図とは違う手法、違うことを業者がされているということです、実際のところは。だと思っておりますけれども、そのあたりについてもう少し御説明をいただかないと納得できない部分があるので、ぜひ御説明をお願いいたします。

そうではないとやはり、これが本来やっちゃいけないことなんだとすれば、先ほど後藤議員がおっしゃったように、もし違法的なもので当時の契約がどうなっているかわからな

いけれども、今の現状だったらペナルティーだったり、瑕疵担保責任どうなのという議論というのは早々それぞれ3市でも契約条項の中には必ずあると思うのですが、そのあたりについて御説明ください。

○施設管理課長（千葉善一） 説明の中で、説明が少し不足だったのかもしれませんが。設計図書ではなくて、当時の竣工図面をもとに今回、基本設計と実施設計を行ってまいりました。ですので、設計図書自体は見当たりません。あくまでも竣工図面ということで、でき上がった図面なんですね。ですので、本来工事が完了すれば、このようなちゃんとした図面を描いて、変更後はこのような変更をしましたという竣工図書をもって完成ですという受け渡しを受けていますので、当時の設計の考え方といたしましては、このような断熱材を使うかどうかという判断はすみませんが、できませんでした。竣工図面では、ある程度絵柄というか、そこまで詳しくは出ておりませんでした。

ただ、天井が10メートルございますので、なかなかリフトでも足場でも本来であればちゃんとした形での足場を組んで、ちゃんとした形の安全対策を講じた上で、1枚ぐらい本来であればあけてということが本来の姿だと思います。ただ、基本設計の段階ではそのようなことも図面で判断をして、あけられないという状況の中で実施してまいりましたし、また実施設計の段階でもちゃんとした図面もありますし計算書もございましたので、間違いはないだろうという中で実施設計を行ってまいりました。そのような中で今回あけてみて、このような形の状況の中で本来断熱材の性能を有するALC板でございますので、実際、専門家からすればここまでひどいとは想定はしていないという話でございましたし、私どもも正直な話、竣工図面ではここまでの確認が実際問題、専門家ではございませんので図面でしか判断はできませんでしたので、このような状況でした。

○6番（桐山ひとみ） 大体のことはわかりました。少し心配するところは有害物質の件とか出ていたと思うのですが、こういうのって30年も前だからアスベストの問題ですとか、やはり心配になるんです。断熱材をあけた中が実際どうなっているのかとかというのは見えないので、やはりそこも十分に問題ないよというところでふたするといいますか、工事に入ってもらうような形をとったほうがいいのではないかなというのは思うので、そのあたりについては要望にとどめたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○8番（小西みか） 今の御質問に関連してなんですけれども、建築から30年たっているからということはあるかもしれませんが、そもそも設計図書というか、今、竣工図面し

か残っていなかったというお話ですけれども、その設計図書や設計図面というものが残すべき文書、要は文書の保存管理の規定だと思いますけれども、そのような中ではどういう扱いになっているのでしょうか。やはりこういう長期にわたって使う施設というのは、最初どういうふうにつくられたのかという、特にこういう図面については大変重要だと思いますので、この扱いがどのようにされているのかを確認させていただきたいと思います。

それともう1つ要望ですけれども、先ほど大梁のH形鋼への工事、そこを溶接ということで火を使うということだと思いますが、そういうことであれば小梁より安全であろうというお話がありましたけれども、大梁だからというか、太いH形鋼だから大丈夫だろうという、そういうことではなくて、やはりそこについても火を使う、溶けるといふか燃える可能性があるものの近くで火を使うということであれば、安全管理には十分配慮をお願いしたいと思います。これは要望いたしますので、先ほどの図面の扱いについて御答弁をお願いいたします。

○施設管理課長（千葉善一） 保存年月日ということであれば、最近のそのような申請書も含めまして、本来このような工事につきましては永久保存ということが通常だと思います。ただ、当時の書類としては実際問題、竣工図面しか手元にございませんでした。

○8番（小西みか） わかりました。それでは、今は適正な規定になっているということで、先ほども申し上げましたように、やはりこういう図面というのは本当に永久保存していただかないと、今のようなことがまたほかの場面でも起こるということがあるかと思えますので、ぜひそのところはきちんと管理をお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（渋谷けいし） 最後のは要望でよろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、以上をもちまして議案第19号、厚生施設プール棟等大規模改修工事の請負契約の変更についての質疑を終結いたします。

これより議案第19号、厚生施設プール棟等大規模改修工事の請負契約の変更についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。討論ございませんか。

次に、賛成の方の討論を求めます。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第19号、厚生施設プール棟等大規模改修工事の請負契約の変更についてを採決いたします。

原案賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第19号、厚生施設プール棟等大規模改修工事の請負契約の変更については、原案のとおり可決と決しました。

○議長（渋谷けいし） 「日程第6、議案第20号、平成28年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第20号、平成28年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入・歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額31億8,367万4,000円に対し、歳入歳出それぞれ6,936万1,000円を追加し、予算の総額を32億5,303万5,000円とさせていただくため御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の2ページ、3ページをごらんください。

まず、第1表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳出の款項の補正額につきましてはそれぞれ表に記載する金額でございます。

続きまして、事項別明細書についてでございます。

10ページ、11ページをごらんください。2の歳入でございます。

まず、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金は6,936万1,000円の増額でございます。増の主な理由でございますが、歳入では資源回収物売払や電力売払収入の増、歳出におきましては契約差金等の不用額によるものでございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。3の歳出でございます。

まず、款2総務費、項1総務管理費、目2総務管理費、節25積立金は、説明欄に記載の施設整備基金積立金4,000万円の増額でございます。この基金の積立金に関しましては、地方財政法第7条に規定する決算剰余金の処分に準じ、当該剰余金6,936万1,000円のうち2分の1に相当する4,000万円を積み立てるものでございます。この積み立てによりまして、施設整備基金の年度末残高見込みは約6億5,300万円となります。

次に、款5予備費の2,936万1,000円の増額は、本補正に伴う調整分でございます。補足説明につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑につきましては簡潔にお願いをいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、質疑なしと認めます。

以上をもちまして議案第20号、平成28年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の質疑を終結いたします。

これより議案第20号、平成28年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。反対討論ございませんか。

次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第20号、平成28年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第20号、平成28年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（渋谷けいし） 「日程第7、議案第21号、平成27年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第21号、平成27年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年10月5日から19日までの間において、安藤代表監査委員及び議会選出の村山監査委員により、平成27年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書に基づきまして審査をしていただきましたので、その審査意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 続いて、補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、平成27年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算現額とも32億2,675万1,000円、歳入決算額32億7,091万4,107円、歳出決算額28億6,505万2,566円、歳入歳出差引残額4億1,036万1,541円となり、同額が翌年度への繰越金となります。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。歳入についてでございます。

主な歳入について御説明いたします。

まず、款1分担金及び負担金は、収入済額17億8,833万5,000円で、前年度に比べ8,611万7,000円、4.6%の減でございます。関係市の負担金は備考欄に記載するとおりで、3市からの負担金は歳入決算額の54.7%を占める割合でございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1施設使用料は、収入済額5,947万1,800円で、前年度に比べ0.2%、約10万7,000円の減でございます。節1野球場使用料から節6テニスコート使用料までの各施設の使用料は備考欄に記載のとおりでございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、収入済額5億3,132万8,495円で、前年度に比べ5.3%、約3,000万円の減でございます。

次に、款3国庫支出金の収入済額134万5,680円は、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金で、これは放射性物質汚染対処特措法に基づき毎月1回行っております焼却灰、飛灰及び排ガス中の放射性物質濃度測定に対する補助金でございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

款5繰越金の収入済額は5億5,108万5,884円は、平成26年度からの繰越金で、前年度に比べ10.3%、約5,124万円の増でございます。この繰越金には、平成28年度の負担金で私車処分費の精算額約2億211万円が含まれておりまして、差し引きしますと約3億4,887万円が純然たる繰越金となります。

次に、款6諸収入、項2雑入の収入済額3億716万3,972円で、前年度に比べ18%、約6,742万円の減でございます。主な雑入の収入済額は、節1資源回収物売払の1億6,874万2,578円で、その内容につきましては備考欄に記載のとおり、アルミ缶やスチール缶プレスなどの売り払いで、これは前年度に比べ17.6%、約3,603万円の減でございます。

なお、備考欄に記載のとおり、平成20年度の2カ月分のアルミ缶プレス売払代金の未納額956万6,458円及び平成27年度新たに発生してしまいました1カ月分のペットボトル売払代金の未納額345万2,368円につきましては収入未済額となっております。

次に、節2回収鉄等売払の収入済額は1,135万1,441円で、その内容につきましては備考欄に記載のとおり、粗大ごみ処理施設の破砕機などにより回収された鉄の売り払いや施設の補修により発生した鉄類等の廃材の売り払い、また、焼却灰の中から回収したくず鉄の売り払いで、前年度に比べ39.5%、約739万円の減でございます。

次に、節3電力売払の収入済額は1億1,416万4,812円で、クリーンポートで発電した電力の余剰分の売り払いで、前年度に比べ13.9%、約1,840万円の減でございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

節7その他雑入の収入済額は846万3,083円で、その内容につきましては備考欄に記載のとおりで、主なものといたしましてはペットボトル有償入札拠出金等の809万9,537円で、これは指定法人ルートで処理したペットボトルに対する公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの拠出金でございます。

次に、款7繰入金でございます。目1職員退職給与基金繰入金の収入済額は3,087万6,000円で、普通退職者2名分の退職手当に充当したものでございます。

歳入関係につきましては以上でございます。

続きまして、歳出についてでございます。

主な歳出について御説明させていただきます。12、13ページをごらんください。

まず、款2総務費、目1人件費の支出済額は1億4,744万9,510円で、前年度に比べ1.9%、約280万円の増で、これは退職手当が増となったことが主な理由でございます。

次に、目2総務管理費の支出済額は3億4,071万1,938円で、前年度に比べ98.4%、約1億6,900万円の増で、主な増の理由は、14ページ、15ページをごらんください。下段の節25積立金で、備考欄記載の環境整備基金へ2億円を積み立てたことによるものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをごらんください。

目3施設管理費の支出済額は4,464万4,571円で、前年度に比べ12.9%、約511万円の増で、主な増の理由ですが、これは節11需用費の備考欄記載のクリーンポート外壁等防水補修費424万4,400円で、本年度執行できなかった事業を本年度へ繰り越し執行したことによるものでございます。

続きまして、18、19ページをごらんください。

目4厚生施設管理費の支出済額は1億3,457万6,667円で、前年度に比べ0.3%、約13万円の増でございました。

続きまして、20ページ、21ページをごらんください。

款3ごみ処理費、目1人件費の支出済額は2億5,968万3,691円で、前年度に比べ0.5%、約126万円の増でございます。

次に、目2ごみ管理費の支出済額は14億4,246万123円で、前年度に比べ42.4%、約4億2,918万円の増で、主な増の理由ですが、22、23ページをごらんください。節15工事請負費5億3,114万4,000円で、備考欄記載のクリーンポート制御用電算システム整備工事によるものでございます。

ごみ管理費の不用額でございます。恐れ入りますが、21ページの下段をごらんください。ごみ管理費の不用額は4,406万5,877円で、主な不用額ですが、節11需用費では、備考欄記載の消耗品費で約1,370万円、光熱水費では約1,220万円、また、23ページの上段をごらんください。備考欄記載の修繕料の定期点検整備では約660万円、また、節13委託料の不用額約484万円は、備考欄記載の各種委託の契約差金でござい

ます。

続きまして、目3 不燃ごみ等管理費の支出済額は1億6,871万2,716円で、前年度に比べ5.1%、約811万円の増で、主な増の理由ですが、24ページ、25ページをごらんください。節11 需用費で、備考欄記載の修繕料で粗大ごみ処理施設の定期点検整備補修費が約438万円増となったことによるものでございます。不燃ごみ等の不用額でございますが、恐れ入りますが、23ページの下段をごらんください。不燃ごみ等管理費の不用額は865万254円で、主な不用額でございます。25ページの上段をごらんください。節11 需用費では、備考欄記載の光熱水費で約150万円、修繕料の定期点検整備では約370万円、また、節13 委託料の不用額約207万円は備考欄記載の各種業務委託の契約差金でございます。

次に、目4 資源管理費の支出済額は1億1,074万4,485円で、前年度に比べ9.3%、約998万円の増で、その主な増の理由ですが、節11 需用費で備考欄記載の修繕料（一般）が約1,490万円増となったことによるものです。この増は、リサイクルセンターのびん系列の補修によるものでございます。

続きまして、資源管理費の不用額は797万5,515円で、主な不用額ですが、節11 需用費では、備考欄記載の燃料費で約125万円、光熱水費で約139万円、修繕料の定期点検では約391万円でございます。

続きまして、26、27ページをごらんください。

目5 し尿管理費の支出済額は3,797万8,540円で、前年度に比べ1.2%、約47万円の減でございます。し尿管理費の不用額は624万3,460円で、主な不用額は節11 需用費で、備考欄記載の光熱水費で約297万円、修繕料（一般）では約260万円の契約差金によるものでございます。

次に、款4 公債費の元金・利子合計の支出済額は1億6,275万2,875円で、前年度に比べ78.8%、約6億575万円の減でございます。これはクリーンポート建設時に借り入れた起債の償還が一部完済したことによるものでございます。

平成27年度末現在の未償還元金は4億8,831万1,661円でございます。

次に、款5 予備費は、予算現額2億8,965万4,000円で、同額が不用額となり、全額平成28年度へ繰り越しをしております。

なお、この予備費には、関係市の負担金から差し引きする私車処分費として、その精算額1億8,514万3,000円が含まれております。

歳出関係につきましては以上でございます。

続きまして、28ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。内容につきましては表に記載のとおりでございます。

次に、29ページをごらんください。財産に関する調書でございます。

30ページから33ページにかけて公有財産の土地及び建物で、年度内の増減はございませんでした。

続きまして、34ページから43ページにかけて公有財産の工作物で、年度内の増減はございませんでした。

次に、44ページをごらんください。公有財産の1点30万円以上の物品で、年度内の増減はございませんでした。

続きまして、45ページをごらんください。基金でございます。各基金の年度末残高、決算年度中の増減額及び決算年度末残高は表に記載のとおりでございます。

続きまして、47ページをごらんください。歳入歳出決算参考資料でございます。

この参考資料におきましては、48ページから55ページにかけてまとめたものでございます。御参照いただければと思います。

それから最後でございますが、平成27年度における主要な施策の成果につきましては、「平成27年度事務報告書」として別にまとめてございます。あわせて御参照いただければと思います。

決算関係の補足説明につきましては以上でございます。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本日、安藤代表監査委員が出席されておりますので、決算審査報告を求めます。

○代表監査委員（安藤純一） 監査委員の安藤でございます。

平成27年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算審査報告をさせていただきます。

柳泉園組合議会選出の村山監査委員と私は、例月出納検査を都合4回、決算審査を3回実施いたしました。その結果を御報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、平成27年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書を審査いたしましたところ、歳入歳出ともに正当であり、かつ、証書、帳簿ともに完全に整備されており、平成27年度の決算は正確であることを証明いたします。

平成28年11月24日、柳泉園組合監査委員、安藤純一、同じく村山順次郎でござい

ます。

なお、審査意見書につきましては、既に皆様のお手元に配付済みでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（渋谷けいし） なお、安藤代表監査委員に対する質疑は省略させていただきます。

以上で決算審査に関する報告を終わります。

これより質疑をお受けいたします。質疑・答弁は簡潔にお願いいたします。

なお、質疑の際は、決算書の該当ページをお示しいただきますようお願いをいたします。ございませんか。

○6番（桐山ひとみ） まず最初に、歳入のところの6ページの使用料及び手数料の施設使用料の件です。前回もお尋ねしたかと思うのですけれども、ここの厚生施設ということで、野球場、プール、浴室、そしてトレーニング室、会議室、テニスコートというふうに施設使用料としては定められておりますが、今回監査の資料ですか、意見書の中にでも、収入済額の内訳ということで前年度から比べると減少傾向にあるという、表を見ても受け取れるのですけれども、プールは今回改修工事が進められていくということで、この点については今後どのような利用率、利用率が使用料に反映してくると思うのですけれども、どのような取り組みを今後行って、このあたりの充実といいますか進めていかれるのかということについてお尋ねをいたします。

それから、あわせて、8ページでいいますと、諸収入の中での雑入の中の電力売払というところでは、今回13.9%となっているのかな、クリーンポート、電力ですね、1,840万円減少したということなんですけれども、これは前回もお伺いしましたが、経年的に今後も減傾向にあるのかどうなのか、唯一の熱利用をした歳入効果というところでは一番ここは期待をするところなのですからけれども、このあたりについての推移と今後の傾向などをお示しをいただけたらありがたいです。

あと、同じく諸収入のところの雑入の自動販売機の件なんですけれども、これも行政財産使用という形でもって自販機の収入があると思うのですね。業者さんと契約を交わして場所の提供をして設置をしているのかと思うのですけれども、これはこの金額で何カ所ありましたっけ。もう一回、細かいことで申しわけありませんが、1カ所につき契約金額があると思うのです。自販機って結構、一般競争入札なんかをするとパーンとすごい低い価格からすごくはね上がっていくということも話題になっておりますけれども、こちらのほ

うはどのような契約の仕方、入札の方法などありましたら教えていただきたいと思えます。3点お願いします。

○施設管理課長（千葉善一） 1点目の厚生施設の施設使用料の特にプールについてでございます。従前、改修工事の前では、いろいろと利用者の方々から施設としては段差がある、そして、冬は寒いとかロッカーが小さいとか、いろいろ要望がございました。そのような要望、皆様の意見を聞きながら改修工事を今回実施しておりますので、ある程度そのような皆様方の声を反映できる形での改修工事を目指しております。そのため、ある程度、今後どのような形でPRをするかということになるかと思うのですが、従前の方法ではホームページでの案内であったりとか、りゅうせんえんニュース、そして、路線バスでの放送案内といったことで毎年行っております。ただ、それでもやはり限度がございますので、現在、年2回ではございますが、水泳教室を実施しております。ただ、そちらにしても当然、昔のプールでございますので、水深が1.1メートルから1.2、1.3といった形で、ある程度水泳しかできない、そのような教室がメインでやっておりました。

今回、1.1メートルということでオールフラットになっておりますので、そのような意味では水泳教室以外にも、体操であったりとか、ウォーキングであったりとか、そのような形での柳泉園組合単独としてある程度の利用者に対して教室を開くことによって、そして新たなそのようなお客様たちがリピーターとして来ていただけるような形での、そのような提案もできるのではないかと考えております。また、そのようなことも含めて、今後また近隣の施設の利用状況も含めて、当然全体的に減少傾向でございます。かといって、それでいいのかというわけではございませんので、何らかの形で集計をとりながら対策を講じたいと思っております。

3点目でございます。雑入の中の自動販売機の関係でございます。こちらは項目といたしましては、自動販売機取扱事務費等ということで明記されております。内容といたしましては桐山議員が先ほど指摘されました自販機がメインでございます。ただ、自販機以外にも、実際には13台の自動販売機の手数料、売り上げに対してマージンという形で売り上げがございます。実際には417万円のうち330万円程度がそのような自販機の売り上げによる手数料でございます。残りのものといたしましては光熱水費、自販機をつけておりますので、電気代であったりとか、また浴場施設にありますマッサージ機の売り上げの手数料、そのようなものを全て含めた金額でございます。そのようなものにつきましては、特に自販機でございますが、1台結構な金額がいたしますので毎年更新というわけに

いきませんので、ある程度、3年から5年を目標に入札というか、入札という言い方はおかしいんですが、数社一応見積もりをいただきまして、マージン何%、あとどのようなものを取り扱うかということも決めております。また、牛乳なども最近入れておりますし、そのような意味では利用者の方々の要望もございまして、アイスクリームも一応入れております。そのような意味では前向きに、自販機といっても飲料水以外のもの、牛乳、アイスクリームを入れておりますので、今後も利用者に対して要望も踏まえながら、ある程度期間を設けながら更新をしていきたいと思っております。

○技術課長（佐藤元昭） 電力売払料金の減少ということですが、売り払っている電力量は対前年比上がっておるんですが、単価が下がっている関係で売り払いの金額は落ちたということでございます。また、今後の見通しということなんですが、恐らく原発事故以降上がっていた金額が、原発の再稼働等も含めて単価が下がっております。ですので、福島原発事故以前の料金程度にまでは戻るとは推測はしております。それにだんだん近づいている形ですので、もうそろそろ単価の下げどまりは終わるのではないかと感じているところでございます。

○6番（桐山ひとみ） ありがとうございます。

厚生施設についてはプールのことで御説明をいただきました。利用者の声を反映された中で、今回改修が進められていくというところで期待をするしかないのかなと思っております。自販機の件も同じなんです。こちらに来客をされる利用者ですとか、あと、厚生施設を利用される利用者の皆さんが、やはりいろんな声が届いているかと思っておりますけれども、そのようなところである意味、自販機というのは場所さえ確保ができれば収入も得ることができる唯一の歳入源でもありますので、そのようなところでもかなり、アイスクリームですとか牛乳ですとか、そのようなところの御要望にも応えていただいているみたいなので、3年から5年で見積もり合わせ等をしながらやったおられるということ、入札で特段競争させていないということでしたので、また、各自治体のところでも競争を働かせたほうがいいのではないかと声も若干あるところも全国的に広がっておりますので、せっかくそのような財産を使用させるというところにおいてはぜひまた前向きに、さまざまな情報を入れていただく中でできるだけ高く使用料をいただけるような形で契約に持っていただければいいかなと思っております。

あとは、電力の売り払いについては わかりました。やはり原発の関係で1回うわっと単価も上がって、電力不足の関係からだと思っておりますけれども、単価の関係で下がっている

のだということがよくわかりました。原発事故以前まで下がる、それ以上下がることはないと思いますけれども、やはりせっかく熱を利用して売り払っていける電力ですから有効に活用して、こちらが単価を決めるわけではないので何とも言えませんけれども、そのような推移については見守っていきたいと思います。歳入の確保というのがごみ処理施設においては独自のというのはなかなか難しいことだと思いますので、細やかなことで恐縮ですけれども、そのような御努力もぜひお願いをしたいと思います。

○議長（渋谷けいし） 要望でよろしいですか。ほかにございますか。

○5番（藤岡智明） 1点、歳入について9ページ、雑入の収入未済額についてですが、これについては監査の報告書の17ページに記載がありますが、裁判が既に全面勝訴をしたにもかかわらず、それ以降、請求交渉も行っているが、代金の回収には至っていないということが述べてあります。この件について見通しといたしますか、その辺について聞かせてください。

○資源推進課長（宮寺克己） 議員御質問のエル企画という会社の平成20年度にアルミ缶プレスの売り払い額が未納になっている問題でございます。御指摘のように裁判を行いまして勝訴判決し、支払いが命じられたという状況ですが、その後しばらくしまして実際に相手方と現在連絡が、会社自体は廃業したとか倒産したとかという情報はないんですが、相手方の代表者等と連絡をとろうとはしているのですが、なかなか連絡がつかない状況が実際にはございます。引き続き、当然回収すべく少しでも努めることはいたしますが、現状のところはそういうなかなか連絡自体がつきづらい状況ということが現状ということで御報告させていただきます。

○5番（藤岡智明） 連絡がとれないというか所在が不明という言い方もあろうかと思いますが、こうした場合、本当に最終的などというふうなことになっていくのか非常に心配される場所なのです。その辺も含めて本当に監査の報告にありますように、十分……

○議長（渋谷けいし） 藤岡議員、マイク入れていただけますか。すみません。

○5番（藤岡智明） 十分留意をしていただきたいと思います意見を述べておきます。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○8番（小西みか） では、何点かお聞きしたいと思います。

まずは決算書23ページの、今回、水銀の問題が発生したということで、この備考にあります水銀濃度計点検委託、これ少しわからないですけれども、今回のこの事故によって新たに、これまでは発生していなかったけれども発生したという金額は、ここに書いてあ

るうちの3つぐらいかなと思いますが、そこについての確認と、これ以外にも何か発生しているものがこの平成27年度中のものに限ってということをお願いできればと思いますけれども、あれば教えていただければと思います。

それと2点目なんですけれども、監査委員さんからの審査の所見という中で15ページの1番で、今年度は関係3市の事業系の可燃ごみ搬入量が前年度を下回っているが、発電電力量は若干前年度を上回っているという記載がございまして、これについては通常ごみの量が減ると燃やすということ自体が減るということかと思いますが、この電力量というのは同じように下がっていくと考えられるのかと思いますが、これについては発電量をふやすような何か取り組みとか工夫をされているということなんでしょうか。ここについては御説明をお願いできればと思います。

それと次の16ページになりますが、指摘事項の中で(1)の②番ですけれども、不燃・粗大ごみ処理施設については、老朽化が進んでいる中で修繕費に経費がかかることは理解するがという記載、この処理施設について今後どうしていくのか。また、あと、リサイクルセンターとし尿処理施設においても効率的な施設運営という御指摘をいただいておりますけれども、この辺については最近どこかの近隣市での組合が建てかえなどの中で、こうした施設においてはほかに委託をすとかということも進めていると聞いた記憶がございまして、この辺についてはそういう方法と、あとは例えば、幾つかの組合などで共同してこういう今度は処理を行っていくという、方法論としては幾つかあると思いますけれども、まずは現在把握していらっしゃるほかの近隣というか、全国でもいいんですけれども、そうした動向というんでしょうか、要は処理量がどこも多分減っていったりということで、なかなか単独でこういう施設を持っていくというのは難しいということがどこでもあると思っておりますので、そうした動向がどういう状況なのか、その辺について何か調査されていることがありましたら御紹介をいただければと思います。

それと、事務報告なんですけれども、その中で45ページになりまして、工場排水水質(下水放流)の測定結果というのがございます。その中で水温、上から7番目になるかと思いますが、年間平均で34.2度となっております。これは排除基準が45度未満となっておりますので、基準は満たしているということかと思いますが、前年度の事務報告を見ましたところ、25度くらいが平成26年度は平均になっておりまして、これが10度近く上がっているというのは何かどんな原因があるのか。また、水再生センターのほうの処理も、水再生センターも結構水温が高いまま川に放流することが常時行

われているような状態があるようでして、やはりそれがとても水質に影響しているということも聞いておりますので、もし今まで25度くらいでできていたということであれば、そういうことが今後も少し低い温度で流すことができないのかということもお聞きできればと思います。以上でお願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） まず1点目の水銀検出に伴う歳出の増ということですが、平成27年度でいうとこちらの決算書に出ている3点だけということでございます。

また、ごみ量が減っているのに発電量がふえているというのは、ごみ量が増減いたしまして、ごみの質もかかわってきます。ごみの質を均一に保つために、搬入されたごみは攪拌してなるべく水を切って、効率のよい運転ということで対応しております。また、売り払い代金に関しましては、夏場が一番高く、その次が昼間、一番安いのが夜間ということになっておりますので、その時間帯で高い時間帯でのなるべく多い発電方法ということもある、そういう手段もとりながらということがありますし、ごみ量よりもごみ質と運転方法、なるべく効率のいい安定した運転をすることによって安定した発電ができるということですので、ごみ量に伴ってすぐ増減に影響するかというと、大幅にごみがふえた場合は通常2炉運転しているところを3炉運転対応になると。そうなると当然、発電量はふえるんですが、通常の2炉運転で行っていることだけを考えると、そういう運転の方法によって多少の増減はしてくるということでございます。

また、工場排水の水温につきましては、平成26年度との差が10度近くあるということですが、申しわけございません、その辺の差は何が原因でついたのか、どちらの温度のほうがよいのかということなんですが、基準値である45度以下ということでありまして、基準値は守られているのですが、その温度の差については把握していないところがありますので、調べさせていただきたいと思います。

○資源推進課長（宮寺克己） お尋ねのリサイクルセンターですとかし尿処理施設についての運営なんですが、申しわけありません、現在まだ他団体について事細かに調べがたいでございますので、関係市の搬入量等も関係ありますので、柳泉園で調べたこと、また関係市と調整をさせていただきながら、あまりお答えになっていないかもしれませんが、よりよい適切な運転に努めたいと考えておるところでございます。

○8番（小西みか） 今の不燃・粗大ごみ処理施設などの施設につきましては、今後多分、大規模改修であったり、あとは建てかえみたいなのが行われると考えておまして、その事前の調査としてそろそろ行われているのかなと思ったのでお聞きしまして、監査委員

さんからもそのような、効率化ということも考えると方向が建てかえみたい、大規模改修みたいなのは少し違うかもしれませんが、恐らくそういうことも視野に入れての御指摘なのかなと思ったので、少しそのようなことをお聞きいたしました。今後ぜひそうした動向がどうなのか、やはり財政的にも大変影響があると思いますので、十分な調査とか研究というのをお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。これは要望で終わらせていただきます。

あと、水銀の関係については、平成27年度ではここにありますが、結局事故によって250万円程度支出したということではないということなんですか。これを受けてまた今年度ではいろいろ調査検討がされていたりという、新しい方向に向かうためのお金がかかっているということはあると思いますけれども、やはり事故が起こるとこういうお金がかかってしまうということが平成27年度のことなのかなと思いますので、ではそういう認識で終わりにしたいと思います。

あと、水温のことですけれども、私は多分低いほうが排水についてはきっと影響が少ないのかなとは考えておりますので、これは原因がどうなのかということぜひ調べていただきたいのと、あとは、低いほうがいいと私は認識をしておりますが、そこについても少し調査をしていただいて、ぜひ後ほどというか、後日御回答いただけたら大変ありがたいかなと思いますので、お願いしたいと思います。

では、要望ということで終わりにしたいと思いますので。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、質疑なしと認めます。

以上をもちまして議案第21号、平成27年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の質疑を終結いたします。

これより議案第21号、平成27年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定に対する討論をお受けいたします。討論がある場合は、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。反対討論ございますか。ございませんか。

続いて、賛成討論ございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第21号、平成27年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第21号、平成27年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定は、原案のとおり認定と決しました。

○議長（渋谷けいし） 続きまして、「日程第8、議案第22号、柳泉園組合監査委員の選任について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第22号、柳泉園組合監査委員の選任についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同規約第13条の規定によりまして、識見を有する者のうちから選出されております監査委員の任期が平成28年11月28日で満了となりますので、引き続き安藤純一氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして議会の同意をお願い申し上げます。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は、人事案件ですので、質疑及び討論を省略して採決をいたします。

原案賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第22号、柳泉園組合監査委員の選任については、原案のとおり同意と決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時18分 再開

○議長（渋谷けいし） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、柳泉園組合監査委員に選任されました安藤純一氏に御挨拶をお願い申し上げます。

○監査委員（安藤純一） ただいま柳泉園組合監査委員の選任の同意をいただきました安藤でございます。引き続き監査委員としての職務を誠実に果たしてまいる所存でございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 続いて、「日程第9、議案第23号、資源回収物売払代金未納に関する和解について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第23号、資源回収物売払代金未納に関する和解についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、資源回収物売払代金未納による債権の支払いを求めることについて、和解により相手方との紛争が早期に解決することを勘案し和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 補足説明を求めます。

○資源推進課長（宮寺克己） それでは、議案第23号について御説明いたします。

資源回収物売払代金未納に関する和解についてでございます。

当該未納代金につきましては、相手方であります株式会社三友商事に支払いを求める訴えを起こすため、本年8月に開催されました第3回組合議会定例会で訴えの提起として議決を頂戴したものでございます。

それでは、議案第23号の次のページをごらんいただきたいと思います。

資源回収物売払代金未納に関する和解についてですが、1番、件名でございます。「資源回収物売払代金未納による債権の支払いを求める事件」について和解をしようとするものでございます。

2番の相手方は、東京都千代田区にございます株式会社三友商事でございます。

次に、3番、対象物件ですが、第3回定例会後の8月31日に20万円が支払われ、現在の未納額元金は305万2,368円となっております。

4番の概要ですが、訴えに先立ちまして、相手方財産の散逸を防ぐために債権及び動産について記載のとおり仮差し押さえを実施いたしました。ただし、債権につきましては銀行より「預金額以上の反対債権を有しており、相殺できる地位にあるので、相殺すること

もある。その場合には支払う意思はない。」との回答がございました。また、この口座は、相手方の貿易決済の受け皿になっていたということで、仮差し押さえをされたことで送金が受けられない状況になったということでもございました。

その後、相手方より「全額一括は難しいので、分割による弁済ではどうか」という和解の申し出がございました。柳泉園組合としましては当然、一括払いを求める立場でございますが、強制執行を行っても債権は回収できる可能性が低いということ、それから、相手方の工場は稼働を続けており、仮差し押さえ以外の動産も強制執行できる可能性があること、また、銀行口座に送金を受けられないことで資金繰りの悪化が考えられることなどのことから、申し出の内容を検討することといたしました。

相手方は債権仮差し押さえの取り下げを求めてきたんですが、柳泉園組合としましては一部であっても相手方が先に弁済した後に仮差し押さえの取り下げを検討するということ、また、仮に分割弁済となった場合であっても、支払いが滞ったら直ちに強制執行できることを相手方が認めるように主張いたしました。

その後も協議を重ね、組合が主張いたしました仮差し押さえ取り下げの条件、それと債務不履行の際の強制執行、また相手方の主張であります分割による弁済、これらを債務弁済契約公正証書に定めて和解をすることが有利と判断いたしました。

5番、和解条項の概要を御説明いたします。次のページをごらんください。

債務弁済契約公正証書（案）でございます。

1番で、相手方は当該未納代金の支払い義務があることを認めております。

2番は、相手方が未納代金の分割弁済を行う期日及び金額で、平成28年12月末日までに100万円、平成29年1月末日までに100万円、平成29年2月末日までに残金を支払うとしております。

4番ですが、相手方が契約どおり平成28年12月末日までに100万円を支払ったとき、柳泉園組合は債権の仮差し押さえを取り下げることとしております。

次に6番ですが、相手方が契約どおり支払いを完了した場合には、柳泉園組合は動産の仮差し押さえを取り下げることとしております。

次のページをごらんいただきたいと思っております。

8番ですが、相手方は支払いを怠った場合に、未納代金から既払い額を控除した残金及び遅延損害金を全額支払うこととしております。

9番で、相手方は本契約による債務を履行しないとき、柳泉園組合が直ちに強制執行を

行うことを認めるという内容を記載してございます。

和解条項の概要説明は以上でございます。

なお、今回の売払代金未納に係ります法的手続につきましては、顧問弁護士と調整等を行いながら進めております。また、相手方にも代理人がついておりまして、双方の協議は弁護士を通じて行っております。

以上で議案第23号の説明を終わります。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑・答弁は簡潔にお願いをいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、質疑なしと認めます。

以上をもちまして議案第23号、資源回収物売払代金未納に関する和解についての質疑を終結いたします。

これより議案第23号、資源回収物売払代金未納に関する和解についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。反対討論ございませんか。

続いて、賛成の方の討論をお受けいたします。賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第23号、資源回収物売払代金未納に関する和解についてを採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第23号、資源回収物売払代金未納に関する和解については、原案のとおり可決と決しました。

お諮りいたします。ただいま議長のもとに、陳情を2件受理しております。

この際、日程を追加し、陳情を廃棄物等処理問題特別委員会に付託することと決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。よって、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することと決しました。

それでは、事務局より追加日程を配付してください。

〔追加日程配付〕

○議長（渋谷けいし） 追加議事日程、配付漏れはございませんか。

○議長（渋谷けいし） それでは、「追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件及び追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を新たに議題に加えたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。

追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件、陳情第1号「不燃プラスチックの焼却中止を求める陳情」及び陳情第2号「長期包括契約の締結に関する陳情」を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号及び陳情第2号につきましては、廃棄物等処理問題特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。よって、陳情第1号及び陳情第2号につきましては、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することと決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2時29分 休憩

午後 3時37分 再開

○議長（渋谷けいし） 休憩前に引き続き、定例会を再開いたします。

○議長（渋谷けいし） 「追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

まず、陳情第1号、不燃プラスチックの焼却中止を求める陳情及び陳情第2号、長期包括契約の締結に関する陳情について、委員長の報告を求めます。

○廃棄物等処理問題特別委員会委員長（桐山ひとみ） 議長より御指名がありましたので、廃棄物等処理問題特別委員会の報告をいたします。

付託されました陳情第1号、不燃プラスチックの焼却中止を求める陳情については、慎重に審査をした結果、挙手少数で不採択となりました。

次に、陳情第2号、長期包括契約の締結に関する陳情については、慎重に審査をした結果、挙手なしで不採択となりました。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（渋谷けいし） 報告が終わりました。

これより討論をお受けいたします。討論につきましては、委員長報告は不採択でありますので、まず、本陳情を不採択とすることに反対の方の討論からお受けいたします。反対討論ございますか。ございませんか。

続いて、賛成の方の討論をお受けいたします。賛成討論ございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第1号、不燃プラスチックの焼却中止を求める陳情について、委員長報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手少数であります。よって、陳情第1号、不燃プラスチックの焼却中止を求める陳情は不採択と決しました。

それでは、陳情第2号、長期包括契約の締結に関する陳情を議題といたします。

これより討論をお受けいたします。討論につきましては、委員長報告は不採択でありますので、まず、本陳情を不採択とすることに反対の方の討論をお受けいたします。ございませんか。

次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより採決を行います。陳情第2号、長期包括契約の締結に関する陳情について、委員長報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手なしであります。よって、陳情第2号、長期包括契約の締結に関する陳情は不採択とすることに決しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして平成28年第4回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後 3時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 渋谷 けいし

議 員 島 崎 清 二

議 員 関 根 光 浩